

香芝市バリアフリー基本構想
【移動等円滑化基本構想】

～ 誰もが安全・安心、快適に移動できる
ひとにやさしい^{まち}都市づくり ～

令和2年3月
香 芝 市

はじめに

現在、我が国では諸外国に例を見ない速さで高齢化が進んでいます。令和18年(2036年)には、国民の3人に1人が65歳以上となることが予測されており、高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって安心して暮らせる社会の実現が求められています。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした「共生社会」の実現と高齢者、障がい者なども含むすべての人が活躍できる「一億総活躍社会」の実現に向け、平成30年度に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」が改正されました。これを受け、本市においても、今後より一層のバリアフリー化の推進が求められています。

本市では、平成25年に「香芝市バリアフリー基本構想」を策定し、バリアフリー化事業を進めて参りましたが、平成30年度の法改正を受け、「香芝市バリアフリー基本構想」を改訂しました。

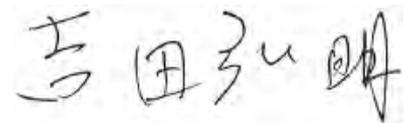
本構想では、バリアフリー施策の継続的な発展(スパイラルアップ)を目指し、既に重点整備地区として選定されている「JR香芝駅・近鉄下田駅・近鉄五位堂駅・市役所周辺地区」においてバリアフリー化の進捗状況を確認し、整備内容の評価・見直しを行っております。

今後も、本構想に基づき、市民の皆様や関係機関のご協力をいただきながら、『誰もが安全・安心、快適に移動できる ひとにやさしい都市^{まち}づくり』を目標として、バリアフリー施策の推進に取り組んで参りたいと考えております。

最後に、策定にあたりまして、ご尽力いただきました協議会の方々をはじめ、タウンウォッチング、ワークショップ、バリアフリー教室などに、ご協力いただきました市民、関係団体、関係機関の皆様方に、厚くお礼申し上げますとともに、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

香芝市長



目 次

本 編

1.	香芝市バリアフリー基本構想の改訂について	1
2.	バリアフリー法について	3
3.	香芝市の現況と動向	7
4.	上位・関連計画	11
5.	バリアフリー化の基本的な方針	15
6.	重点整備地区の基本方針	18
7.	重点整備地区の範囲の設定	20
8.	生活関連施設・生活関連経路の設定	21
9.	重点整備地区における整備目標	26
10.	基本構想の推進に向けた取り組み	50

参 考 資 料

参考資料 1	タウンウォッチング	51
参考資料 2	心のバリアフリーの推進	61
参考資料 3	香芝市バリアフリー推進協議会 委員名簿	66

本 編

1 香芝市バリアフリー基本構想の改訂について

1.1 基本構想の背景と目的

我が国では、諸外国に例を見ない速さで高齢化・少子化が進行し、高齢者や障がい者なども含めた、あらゆる人たちが社会活動に参加し、自己実現するための施策が求められています。そうした状況を受け、平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行されました。

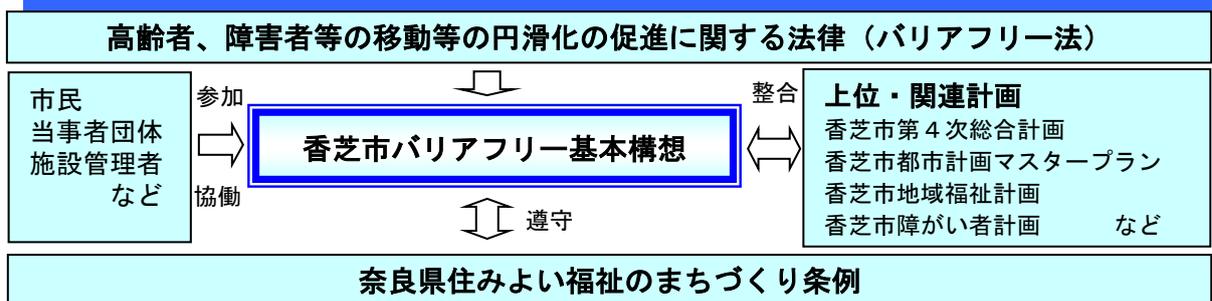
香芝市では、この法律に基づき、平成25年3月に「香芝市バリアフリー基本構想」を策定し、公共施設・公共交通機関などが集まった地区を重点整備地区と設定し、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進してまいりました。

全国的にバリアフリー化が推進される中、平成30年度にはさらなるバリアフリーの促進を目指し、バリアフリー法が改正されました。法改正によりバリアフリー化が促進されれば、年齢や障がいの有無などにかかわらず、その尊厳が重んじられ、あらゆる人が社会活動に参加・貢献できる「共生社会」や意欲や能力を発揮できる「一億総活躍社会」の実現に繋がるとされています。

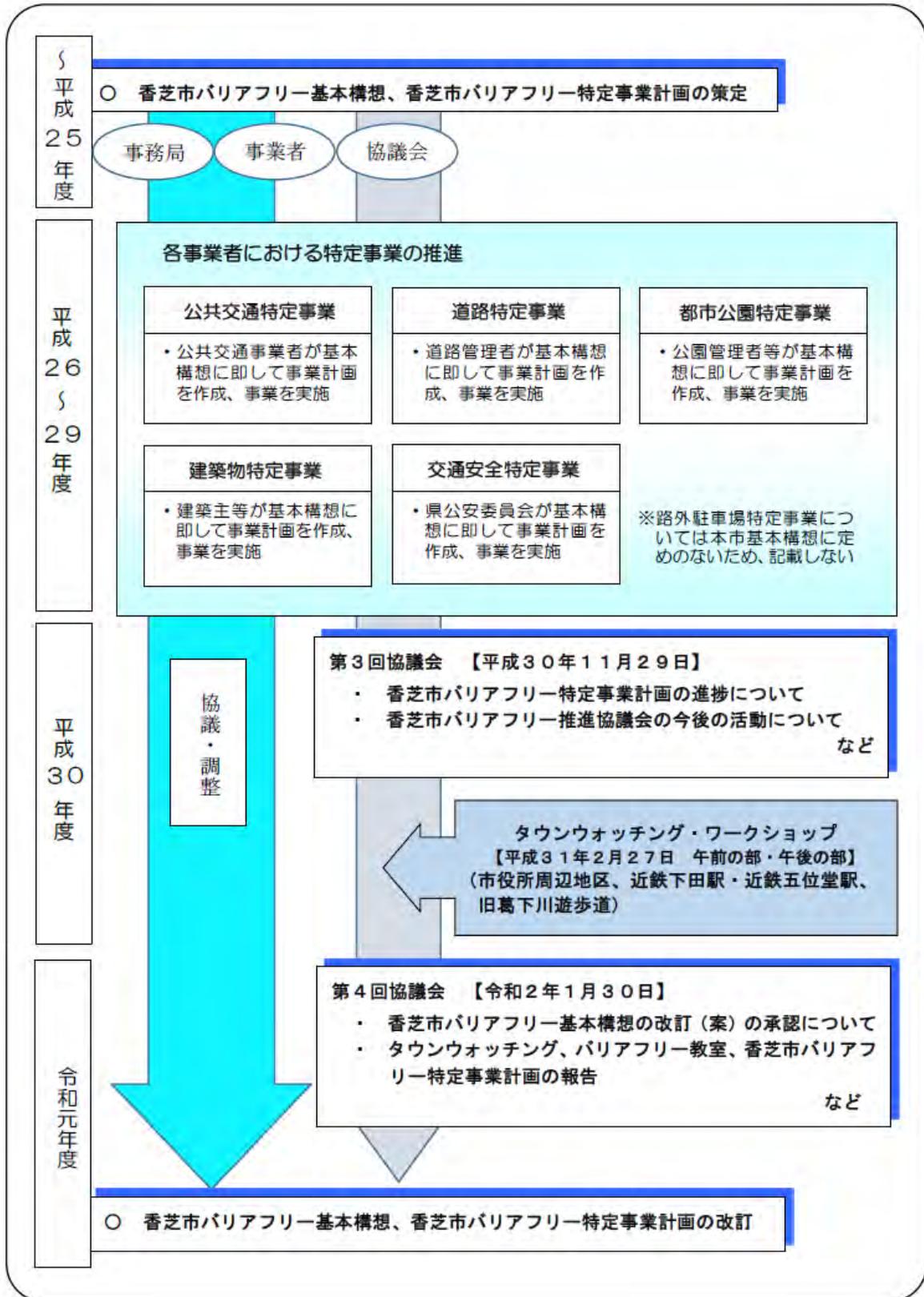
こうした社会情勢の変化を受けて、香芝市においても、当初策定から5年が経過した「香芝市バリアフリー基本構想」の取り組み・成果を評価し、さらなるバリアフリー化の促進を目指し、「香芝市バリアフリー基本構想」を改訂しました。本構想を基に、バリアフリー化を計画的に進めることで、高齢者、障がい者などを含めたすべての方の移動等の円滑化・利便性及び安全性の向上を図り、『誰もが安心・安全、快適に移動できる ひとにやさしい都市づくり』を実現することを目的としています。

1.2 基本構想の位置づけ

香芝市バリアフリー基本構想は、バリアフリー法に基づき策定されるもので、「香芝市総合計画」「香芝市都市計画マスタープラン」などの上位計画や「香芝市地域福祉計画」「香芝市障がい者計画」などの関連計画との整合を図るとともに、市民及び関係者との協働によるバリアフリー化を進めていく際の「基本的な考え方」を示すものです。また、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例を遵守した計画とします。



1.3 基本構想改訂の経緯について



2.2 平成30年度改正バリアフリー法の概要

背景・必要性

2020年東京パラ大会の開催を契機とした**共生社会の実現**、**高齢者、障害者等も含んだ一億総活躍社会の実現**の必要性

《課題①：ハード・ソフト両面の課題》

□ 事故、トラブルの発生等を踏まえ、既存施設を含む更なるハード対策、また、旅客支援等のソフト対策を一体的に推進する必要



(参考)
車いす利用者のバス利用に係る介助の様子

《課題②：地域の取組の課題》

□ 市町村(特別区を含む)による基本構想未作成・フォローアップ不足等により、地域におけるバリアフリー化が不十分

※基本構想作成市町村数：

➢ 全市町村の約2割(294/1,741)
3千人/日以上旅客施設のある市町村の約半数(268/613)

[H28年度末時点]

《課題③：利用し易さの課題》

□ 観光立国実現に向け、貸切バスや遊覧船もバリアフリー化が必要

□ 公共交通機関に加え、建築物等に関するバリアフリー情報の積極的な提供が必要

□ バリアフリー施策の評価等に当たり、障害者等の参画・視点の反映が必要

《関連する政府決定等》

■ユニバーサルデザイン2020行動計画(H29.2 ユニバーサルデザイン2020関係関係会議決定)

「バリアフリー法を含む関係施策について、29年度中に検討を行う等により、そのスパイラルアップを図る」

法律の概要 ※赤字：平成30年11月1日施行、青字：平成31年4月1日施行

①理念規定／国及び国民の責務

- 理念規定を設け、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化
- 「心のバリアフリー」として、**高齢者、障害者等に対する支援(鉄道利用者による声かけ等)**を明記

②公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進

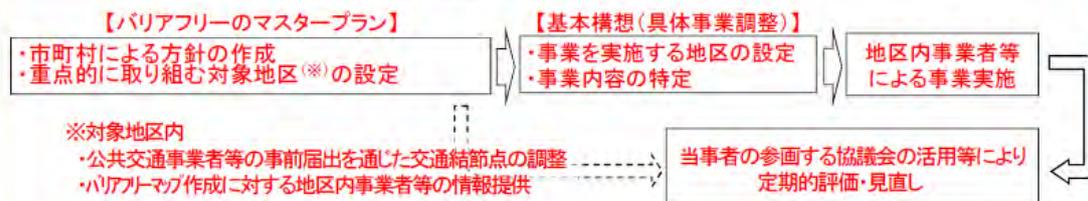
- ハード対策に加え、**接遇・研修のあり方を含むソフト対策のメニュー**を国土交通大臣が新たに作成
- 事業者は、**ハード・ソフト計画※の作成・取組状況の報告・公表**
※施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制



【研修の様子(介助の疑似体験)】

③バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

- 市町村が**バリアフリー方針**を定める**マスタープラン制度**を創設
(協議会等における調整、都道府県によるサポート、作成経費支援)



- 近接建築物との連携による既存地下駅等のバリアフリー化を促進するため、**協定(承継効)制度及び容積率特例**を創設

- ➡ 駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に**近接建築物への通路及びバリアフリートイレ整備が容易に**



【バリアフリー対応のバス(貸切バス)】

④更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

- **貸切バス・遊覧船等**の導入時における**バリアフリー基準適合を義務化**
- 建築物等の**バリアフリー情報の提供**を新たに**努力義務化**
- 障害者等の**参画の下、施策内容の評価等**を行う会議の開催を明記



【遊覧船】

出典：国土交通省ホームページ

2.3 基本構想の策定について

(1) 基本構想策定の留意点

① 様々な段階での住民・当事者参加

- 基本構想の作成プロセスの様々な段階で、住民・当事者参加を図る。
- パブリックコメント制度の活用など

② スパイラルアップ（継続的・段階的な改善）

- 基本構想の作成をゴールとすることなく、協議会による基本構想の実施・進行管理・継続的な改善を行う。
- 段階における連絡調整制度などを活用しながら、継続的・段階的なバリアフリー化の推進に努める。

③ 心のバリアフリー

- バリアフリー化に関する国民の理解と協力についての教育活動、広報活動などを通じた取り組み（心のバリアフリー）
- 作成プロセスにおける住民の理解と協力を留意すること、普及啓発事業（バリアフリー教室など）の実施や基本構想への位置づけ など

(2) 基本構想作成の効果

- ◆ 旅客施設、道路などの施設のバリアフリー化の促進・実現につながる（予算確保を含む）
- ◆ 高齢者、障がい者などの移動に対するニーズ把握につながる
- ◆ 住民への意識啓発につながる
- ◆ 事業者間の相互理解や連携が進む など

(3) 基本構想の内容

① 全般的な留意点について

○目標の明確化

基本構想や各種事業計画について、可能な限り具体的な目標を設定することが重要

○各種計画などとの整合性

総合計画、都市計画マスタープラン、福祉関連計画など

○地域特性への配慮

特有の気候・気象条件、観光地、中心市街地、交通結節点、景観に優れた地域など

② 基本構想に明示すべき事項について

1：重点整備地区における移動等円滑化の基本方針

(基本構想の位置づけ、期間、作成する背景・理由、重点整備地区の特徴)

2：重点整備地区の位置・区域

3：生活関連施設、生活関連経路とこれらにおける移動等円滑化に関する事項

(事業の可否ではなく、実態に即して客観的に選定する。事業実施の有無にかかわらずネットワークのあり方を決定する。)

4：実施すべき特定事業その他の事業に関する事項

(生活関連施設・生活関連経路に位置づけた施設のうち、「特定事業」または「その他の事業」を実施する施設について、事業の種類ごとに概ねの事業内容(対象施設・整備箇所、事業者、整備内容、事業実施時期 など)を記載)

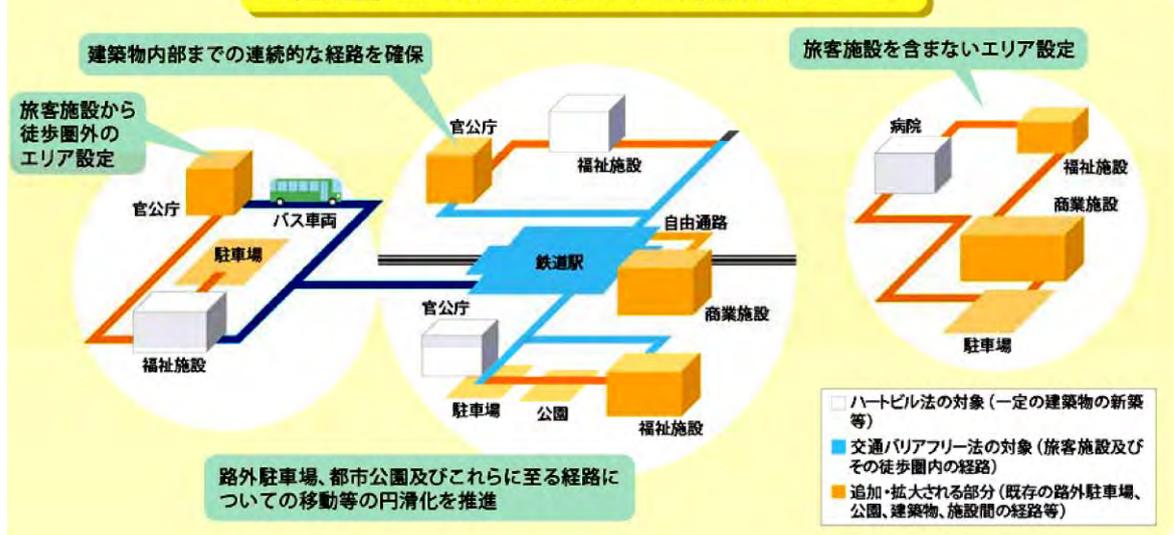
5：① 4と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項

② 自転車などの駐車施設の整備など移動等円滑化に資する市街地の整備改善に関する事項

③ その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項

ソフト施策(心のバリアフリー、情報提供、マナーの向上)、交通手段の充実(バス路線充実、コミュニティバス、介護タクシーなど高齢者・障がい者などの重点整備地区への移動の利便性、安全性を高める取り組み)、地域特性に応じた施策、基本構想作成後の実施状況の把握方法 など

重点整備地区における移動等の円滑化のイメージ



3

香芝市の現況と動向

3.1 概況

香芝市は、奈良県の北西部、大阪府との境に位置し、奈良県の西に玄関口であるとともに、金剛・生駒山系や丘陵地の豊かな緑など良好な自然環境に恵まれています。また、大阪との至近性や交通網の発達に伴って、大阪都市圏のベッドタウンとして発展してきており、良好な住宅地環境が都市の魅力となっています。市内には、JR 和歌山線、近鉄大阪線及び近鉄南大阪線が通っており、合わせて8つの駅を有しています。また、西名阪自動車道香芝インターチェンジをはじめ、広域幹線道路が結節するなど交通の要衝となっています。

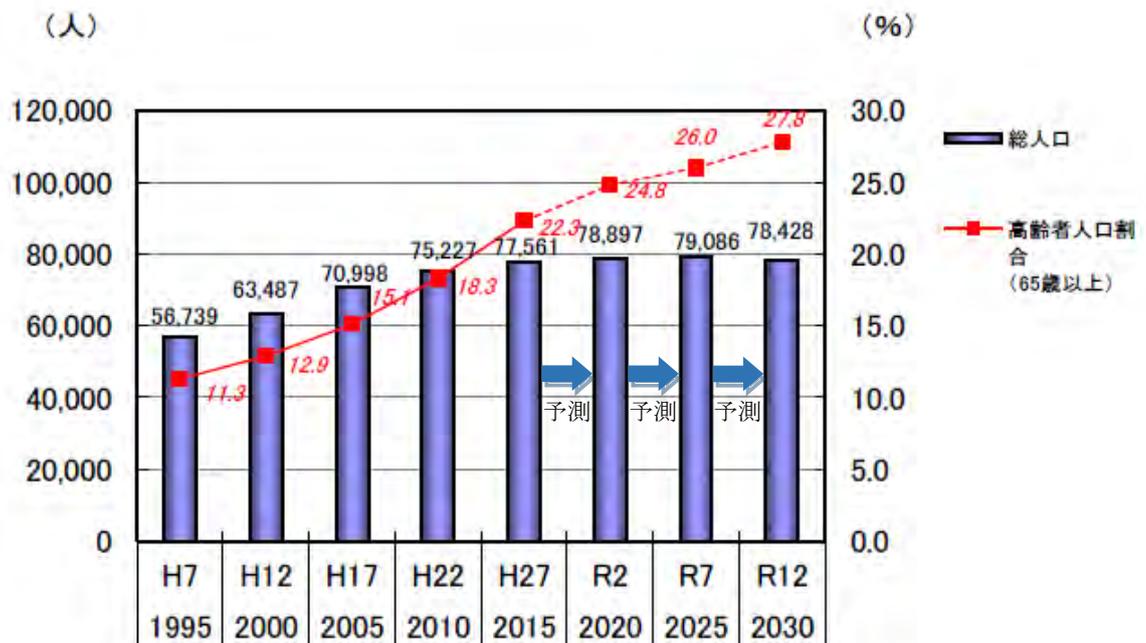


香芝市概要図

(1) 人口動向

本市は、大都市近郊の地理的条件と交通網の発達により、昭和50年代には大阪都市圏のベッドタウンとして、大規模住宅団地などの住宅開発が盛んに行われ、若いファミリー層の転入が多くみられるなど、飛躍的な人口増加を続けてきました。しかしながら、今後は転入の減少傾向や成長した子どもたちの転出、出生率の低下、都心回帰現象などにより人口は減少に転じることが予測されています。また、現在のところ、国や奈良県と比べ、高齢者人口（65歳以上）の割合が低い状況であります。今後こうした状況から、加速的に高齢化が進行することが懸念されます。

香芝市の総人口及び高齢者人口割合の推移と今後の予測



出典：H7～H27 実測値 [平成27年 国勢調査]
R2～R12 予測値 [日本の地域別将来推計人口 (国立社会保障・人口問題研究所)]

高齢者人口割合（国・県との比較）

	香芝市	奈良県	国
高齢者人口割合 (65歳以上)	22.3%	28.7%	26.6%

出典：平成27年 国勢調査

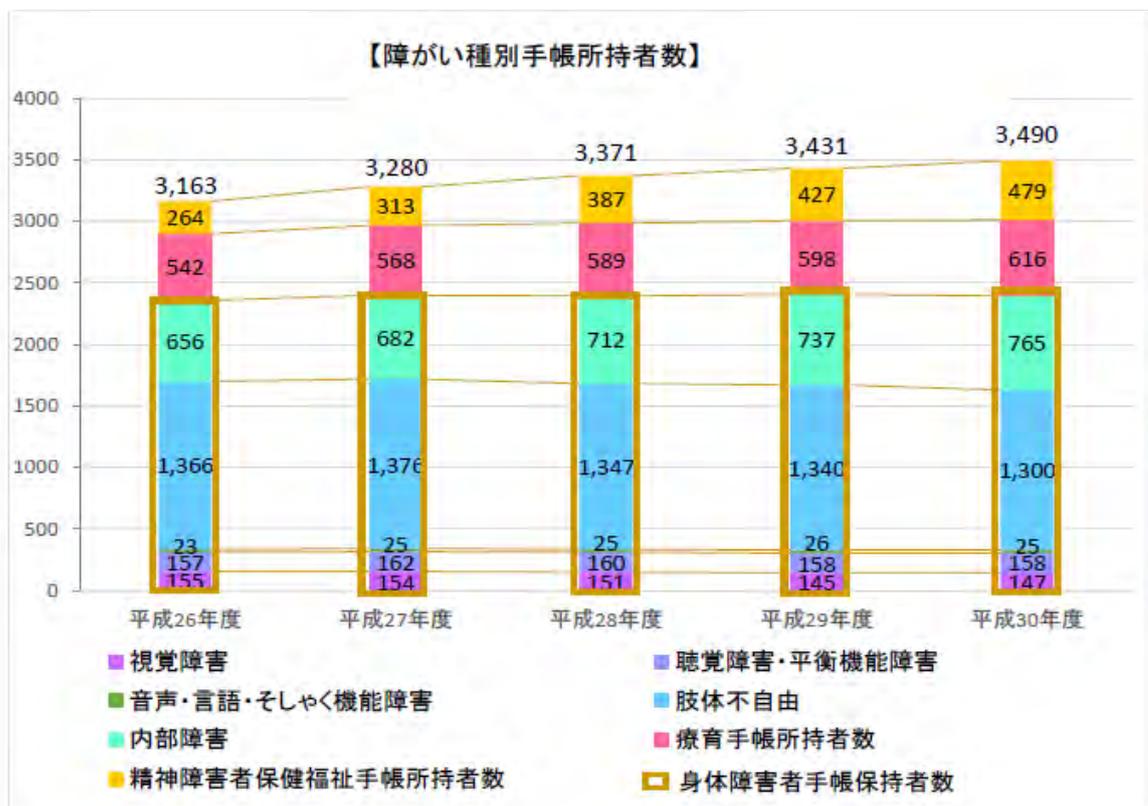
(2) 障がい者数

近年の本市における障がい者数の推移をみると、身体障害者手帳所持者のうち、最も多い障がい種別である肢体不自由の方は減少傾向にあり、次いで多い障がい種別である内部障がいの方は増加傾向にあります。また、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

【障がい種別手帳所持者数】

単位：人

障がい種別	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
身体障害者手帳所持者数	視覚障害	155	154	151	145	147
	聴覚障害・平衡機能障害	157	162	160	158	158
	音声・言語・そしゃく機能障害	23	25	25	26	25
	肢体不自由	1,366	1,376	1,347	1,340	1,300
	内部障害	656	682	712	737	765
療育手帳所持者数	542	568	589	598	616	
精神障害者保健福祉手帳所持者数	264	313	387	427	479	
合計	3,163	3,280	3,371	3,431	3,490	



出典：香芝市福祉健康部社会福祉課

(3) 鉄道駅及び周辺施設分布の状況

香芝市内の鉄道駅及び周辺施設の分布状況は以下のとおりとなっています。

西日本旅客鉄道株式会社

駅名	乗降客数 (人/日)	バス 運行本数	駅の構造	段差の解消		トイレ設備	徒歩圏(半径1000m圏)の主要な施設
				改札外	改札内		
志都美駅	4,056	5本 (市コミュニティバス)	橋上改札地上ホーム	車いす対応エレベーター	車いす対応エレベーター	車いす等対応(構外)	旭ヶ丘病院、健民グラウンド、その他商業施設
香芝駅	3,216	21本 (市コミュニティバス)	地上改札地上ホーム	段差無し	階段のみ	車いす等対応無し	市役所、香芝郵便局、ふたかみ文化センター、中央公民館、総合体育館、今池親水公園、総合福祉センター、南都銀行、近商ストア、香芝警察署、その他商業施設
JR五位堂駅	1,568	—	地上改札地上ホーム	ホーム直結スロープ有り(インターフォン対応)		車いす等対応(構外)	五位堂駅北有料駐車場、南都銀行、りそな銀行、ハーベス、新池親水公園、その他商業施設

近畿日本鉄道株式会社

駅名	乗降客数 (人/日)	バス 運行本数	駅の構造	段差の解消		トイレ設備	徒歩圏(半径1000m圏)の主要な施設
				改札外	改札内		
関屋駅	4,283	10本 (市コミュニティバス)	橋上改札地上ホーム	車いす対応エレベーター	車いす対応エレベーター	車いす等対応	関屋病院、香芝総合公園、高山台グラウンド
二上駅	9,974	10本 (市コミュニティバス)	地下改札地上ホーム	車いす対応エレベーター・ホーム直結スロープ有り(インターフォン対応)		車いす等対応	南都銀行、旭ヶ丘近隣公園、総合福祉センター、その他商業施設
近鉄下田駅	4,743	21本 (市コミュニティバス)	地下改札地上ホーム	車いす対応エレベーター	車いす対応エレベーター	車いす等対応	市役所、香芝郵便局、ふたかみ文化センター、中央公民館、総合体育館、今池親水公園、南都銀行、近商ストア、その他商業施設
五位堂駅	28,470	平日:225本 日祝:174本 (奈良交通路線バス)	橋上改札地上ホーム	車いす対応エレベーター	車いす対応エレベーター	車いす等対応	五位堂駅北有料駐車場、南都銀行、りそな銀行、ハーベス、新池親水公園、観正山グラウンド、その他商業施設
二上山駅	1,263	—	地上改札地上ホーム	段差無し	スロープ有り	車いす等対応無し	総合福祉センター、香芝警察署、その他商業施設

- ※1 乗降客数が3,000人/日以上(平成30年度 奈良県統計年鑑)
- ※2 バリアフリー上課題を有する施設
- ※3 主要施設の立地が多い、又は比較的多い
- ※4 基本構想に定めのある特定旅客施設

4

上位・関連計画

4.1 上位・関連計画の概要

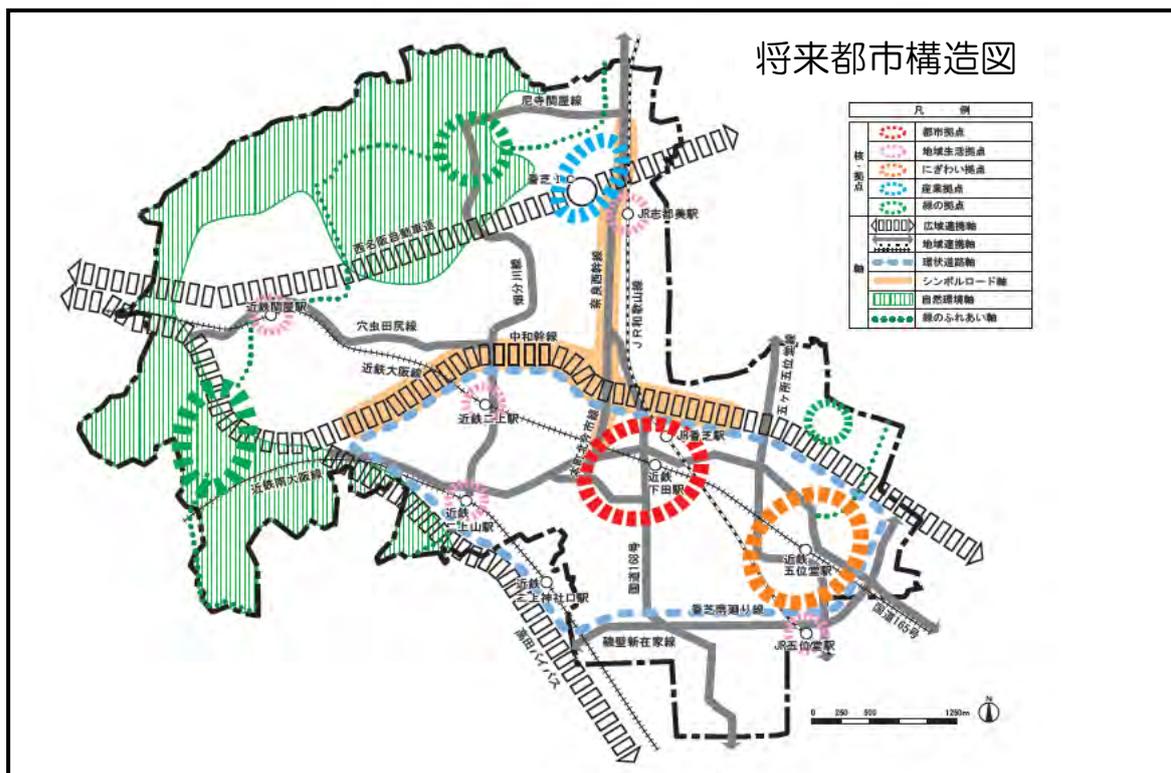
上位・関連計画など

香芝市第4次総合計画		(平成23年3月)
将来像	【香芝市の将来像】 笑顔と元気 住むなら かしば	
バリアフリー化などに関する記述	<p>「安心して、やすらぎを感じることができるまち」 【交通安全対策の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における主体的な活動が大切なため、地域の特性に応じた取り組み等により、市民参加型の交通安全活動を推進する。さらに、市民の安全な交通環境を確保するため、放置自転車対策を進めるとともに、関係機関と連携して総合的な交通安全対策を推進する。 <p>「快適で便利なまち」 【良好な新市街地の形成】 (バリアフリー化の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者にやさしいまちづくりをめざすために、基本構想を策定し、整備を進める。 ・鉄道駅におけるスロープ、エレベーターなどの整備を推進する。 ・歩道の確保や段差の解消等を行い、人にやさしい道づくりを推進する。 <p>【駅を中心とした拠点機能充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅を地域拠点の核施設として、また香芝市の顔・玄関口としてそれにふさわしい利便性の向上に努め、駅周辺地区について都市的にぎわいの醸成と、それぞれ地域特性に合った整備を図る。 <p>【道路整備の充実】 (生活道路等の安全性の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の路面状況や施設等について、異状が無いか定期的にパトロールを実施する。 ・点検等により発見された異状や、市民から寄せられた情報を元に道路の補修を徹底し、機能の維持管理に努める。 <p>「心豊かに健康に暮らせるまち」 【地域福祉の推進】 (地域で支え合う仕組みづくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内各ボランティア団体の情報をボランティアセンターに一元化を図り、各種ボランティア情報の発信、養成講座の実施により、市民のボランティア活動の推進を図る。 <p>(福祉まちづくりの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者の社会参加の機会の促進のため、就労支援や生涯学習等の推進を図る。 	

都市づくり の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を生かした誇りと魅力ある都市づくり ・活力とにぎわいのある計画的な都市づくり ・安全で快適な生活基盤の充実した都市づくり ・市民とともに取り組む協働の都市づくり 												
将来都市構造	<p>本市においては、JR香芝駅、近鉄下田駅周辺の市街地を都市拠点、近鉄五位堂駅周辺の市街地をにぎわい拠点とし、その他拠点及び軸の連携により、コンパクトな都市の形成をめざすものとする。</p> <table border="1" data-bbox="411 566 1380 1395"> <thead> <tr> <th data-bbox="419 577 544 611">拠点</th> <th data-bbox="552 577 1372 611">目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="419 622 544 880">都市拠点</td> <td data-bbox="552 622 1372 880">本市の中心核を形成し中心市街地となっているJR香芝駅及び近鉄下田駅周辺においては、歴史遺産などの活用により、ゆとりと落ち着きのあるくらし拠点を形成するとともに、水と緑のネットワークの形成や安心・安全に過ごせるまちづくりを推進する。また、市役所周辺には、ふたかみ文化センター、総合福祉センターなどの公共施設が立地しており、今後もこれら行政、文化、福祉、商業などの機能の集積を進め、市民生活のサービスの充実と利便性の向上を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="419 891 544 1003">地域生活拠点</td> <td data-bbox="552 891 1372 1003">中心市街地以外のその他鉄道駅周辺地区は地域生活拠点として、駅へのアプローチを円滑化するため、歩行者、自転車空間及び駐輪場等の確保に努めるとともに、日常利便施設等の充実により地域の顔となる個性と魅力ある都市空間を創出する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="419 1014 544 1115">にぎわい拠点</td> <td data-bbox="552 1014 1372 1115">近鉄五位堂駅周辺においては、商業・業務施設などの誘導・集積によりにぎわいのあるくらし拠点を形成するとともに、道路基盤の形成や安心・安全に過ごせるまちづくりを推進する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="419 1126 544 1227">産業拠点</td> <td data-bbox="552 1126 1372 1227">香芝IC周辺においては、広域交通基盤を活用した産業の育成など、都市の活性化を先導する拠点として、流通業務施設や商業施設などの立地を誘導する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="419 1238 544 1395">緑の拠点</td> <td data-bbox="552 1238 1372 1395">本市北部の香芝市スポーツ公園、西部の香芝総合公園、及びどんづる峯周辺、東部の高塚地区公園などの緑の拠点では、地域住民のスポーツなどの多様なレクリエーション活動や、自然などとのふれあいの場としてその充実に努め、人と人とのふれあいや人と緑のふれあいの核とする。</td> </tr> </tbody> </table>	拠点	目標	都市拠点	本市の中心核を形成し中心市街地となっているJR香芝駅及び近鉄下田駅周辺においては、歴史遺産などの活用により、ゆとりと落ち着きのあるくらし拠点を形成するとともに、水と緑のネットワークの形成や安心・安全に過ごせるまちづくりを推進する。また、市役所周辺には、ふたかみ文化センター、総合福祉センターなどの公共施設が立地しており、今後もこれら行政、文化、福祉、商業などの機能の集積を進め、市民生活のサービスの充実と利便性の向上を図る。	地域生活拠点	中心市街地以外のその他鉄道駅周辺地区は地域生活拠点として、駅へのアプローチを円滑化するため、歩行者、自転車空間及び駐輪場等の確保に努めるとともに、日常利便施設等の充実により地域の顔となる個性と魅力ある都市空間を創出する。	にぎわい拠点	近鉄五位堂駅周辺においては、商業・業務施設などの誘導・集積によりにぎわいのあるくらし拠点を形成するとともに、道路基盤の形成や安心・安全に過ごせるまちづくりを推進する。	産業拠点	香芝IC周辺においては、広域交通基盤を活用した産業の育成など、都市の活性化を先導する拠点として、流通業務施設や商業施設などの立地を誘導する。	緑の拠点	本市北部の香芝市スポーツ公園、西部の香芝総合公園、及びどんづる峯周辺、東部の高塚地区公園などの緑の拠点では、地域住民のスポーツなどの多様なレクリエーション活動や、自然などとのふれあいの場としてその充実に努め、人と人とのふれあいや人と緑のふれあいの核とする。
拠点	目標												
都市拠点	本市の中心核を形成し中心市街地となっているJR香芝駅及び近鉄下田駅周辺においては、歴史遺産などの活用により、ゆとりと落ち着きのあるくらし拠点を形成するとともに、水と緑のネットワークの形成や安心・安全に過ごせるまちづくりを推進する。また、市役所周辺には、ふたかみ文化センター、総合福祉センターなどの公共施設が立地しており、今後もこれら行政、文化、福祉、商業などの機能の集積を進め、市民生活のサービスの充実と利便性の向上を図る。												
地域生活拠点	中心市街地以外のその他鉄道駅周辺地区は地域生活拠点として、駅へのアプローチを円滑化するため、歩行者、自転車空間及び駐輪場等の確保に努めるとともに、日常利便施設等の充実により地域の顔となる個性と魅力ある都市空間を創出する。												
にぎわい拠点	近鉄五位堂駅周辺においては、商業・業務施設などの誘導・集積によりにぎわいのあるくらし拠点を形成するとともに、道路基盤の形成や安心・安全に過ごせるまちづくりを推進する。												
産業拠点	香芝IC周辺においては、広域交通基盤を活用した産業の育成など、都市の活性化を先導する拠点として、流通業務施設や商業施設などの立地を誘導する。												
緑の拠点	本市北部の香芝市スポーツ公園、西部の香芝総合公園、及びどんづる峯周辺、東部の高塚地区公園などの緑の拠点では、地域住民のスポーツなどの多様なレクリエーション活動や、自然などとのふれあいの場としてその充実に努め、人と人とのふれあいや人と緑のふれあいの核とする。												
バリアフリー化などに関する記述	<p>(道路の方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての人が安心して快適に通行できるユニバーサルデザインの歩行者空間づくり ・子どもや高齢者、障がい者等が歩きやすく、ベビーカーや車椅子、自転車等が通行しやすい道路環境を形成するため、歩道幅員の確保、歩道の段差や傾斜の解消、誘導ブロックの整備など、人にやさしい道づくりを促進 ・違法駐車、迷惑駐車に対して、警察、自治会等の協力を得ながら、その防止や啓発活動の推進 <p>(公共交通の方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅におけるスロープ、エレベーターなどのバリアフリー化を促進 ・公共交通の利便性を高めるため、鉄道各駅の交通結節機能を強化 <p>(公園・緑地の整備方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊かな自然環境や歴史遺産と各種レクリエーション施設等のネットワーク化により、利便性や利用効果を高める <p>(防災基盤の整備方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難路における段差や傾斜の解消、誘導ブロック、誘導標識などの整備 												

香芝市のまちづくりの考え方における都市構造とは、まちの中心づくり（拠点）とネットワーク（軸）からなり、「拠点」は都市機能などの集積を図り、その機能を効率的・機能的に発揮するものとし、また、「軸」は拠点の集積や連携・交流などを誘導するものとなっています。

本市においては、JR 香芝駅、近鉄下田駅周辺の市街地を都市拠点、近鉄五位堂駅周辺の市街地をにぎわい拠点として位置付けられています。



第2期香芝市地域福祉計画 (平成28年3月)	
基本理念・政策分野	<p>【基本理念】 ふれあい、支え合う 「絆」のまち かしば</p> <p>(計画の政策分野)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民協働参画による福祉コミュニティの形成 ・ 市民に質の高い福祉サービスの提供 ・ 快適で安心して暮らすことのできる都市環境の形成 ・ 市民の生きがいと健康づくりの推進
バリアフリー化などに関する記述	<p>「快適で安心して暮らすことのできる都市環境の形成」</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>「ユニバーサル・デザイン」の考え方にに基づき、公共施設のバリアフリー化だけでなく、民間事業者へも協力を求め、だれにもやさしいまちづくりを進める。</p> <p>また、バリアフリー化の重要性や高齢者・障がいのある人に対する理解を深め、行動につなげる「心のバリアフリー」を推進し、すべての市民が、同じように社会参加できる環境づくりに努める。</p>

第2期香芝市障がい者計画 (平成31年3月)	
基本理念・基本目標	<p>【基本理念】 すべての人が支え合い、安全で安心な暮らしのできる地域共生のまちづくり</p> <p>(計画の基本目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人々が支え合い、尊重し合う地域共生社会の実現 ・健康で生きがいのある暮らしを支援する環境の促進 ・子どもの健やかな成長のための支援の充実 ・安全で安心な生活環境の整備
バリアフリー化などに関する記述	<p>「安全で安心な生活環境の整備」</p> <p>(移動手段・交通機関のバリアフリーの促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の交通マナーやバリアフリーに対する意識啓発に努める。 ・移動の利便性を図るため、持続可能な公共交通網を形成し、外出しやすい環境整備に努める <p>(バリアフリーのまちづくりの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香芝市バリアフリー基本構想や特定事業計画に基づき、公共施設等のバリアフリー化を推進する。 <p>(心のバリアフリーの推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・困っている人がいれば声をかける等のだれもができる行動について、周知を行う。

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例 (平成7年3月公布)	
目的・基本理念	<p>(目的)</p> <p>住みよい福祉のまちづくりについて、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、障害者、高齢者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者(以下「障害者、高齢者等」という。)をはじめとするすべての県民にとって安全で快適な生活環境の整備を推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>住みよい福祉のまちづくりは、すべての人々が個人として尊重され、等しく社会に参加できることを基本として、障害者、高齢者等の行動を制約する障壁が取り除かれ、すべての人々が自らの意思で自由に行動し、安全で快適に生活できる地域社会の実現を目指して行わなければならない。</p>

5

バリアフリー化の基本的な方針

5.1 バリアフリーの基本理念と基本方針

(1) バリアフリーの基本理念

香芝市では、第4次総合計画（平成23年～令和2年）を策定し、将来像である「笑顔と元気！！住むならかしば」を実現するため、まちづくりの目標である「快適で便利なまち」として、バリアフリー基本構想推進事業をはじめ、鉄道駅及び既存道路のバリアフリー化を掲げています。また、第2期香芝市地域福祉計画（平成28年～令和2年）では、「快適で安心して暮らすことのできる都市環境の形成」において、公共施設のバリアフリー化、ユニバーサル・デザインの考え方に立った整備を進め、市民が自立した暮らしができるよう支援を充実させることとしています。さらに、第2期香芝市障がい者計画（平成31年～令和5年）では、「安全で安心な生活環境の整備」において、障がいのある人の活動の場や行動範囲を広げ、自由な社会参加を促進するために、移動手段、交通機関、その他ハード・ソフト両面での社会のバリアフリー化を推進し、障がいのある人がいきいきと暮らせるまちづくりを進めることとしています。

本構想では、こうした考え方を踏まえ、高齢者、障がい者をはじめとする、すべての人が安全・安心、快適に暮らせるまちづくりを目指して、基本理念を以下のとおり設定します。

【バリアフリーの基本理念】

誰もが安全・安心、快適に移動できる
まち
ひとにやさしい都市づくり

(2) バリアフリーの基本方針

① すべての人が安心して快適に活動できるまちづくりの推進

高齢者や障がい者をはじめ、すべての人が安心して快適に活動できるよう、「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づき、まちのバリアフリー化を進めるとともに、市民の意見や考え方を幅広く取り入れるなど、利用者からの視点に重点を置き、『より安全』、『より快適』な環境づくりに努めます。

② 重点的・効果的なバリアフリー化の推進

効果的に事業を推進するため、歩行者の多い路線や公共交通の拠点（交通結節点）、公共施設が集積する地区など、事業が実施されることが特に必要であると認められる地区を重点整備地区として設定し、優先的に進めるとともに、関連する各事業と連携しながら、効率的なバリアフリー化を図ります。また、その他の地区についても、道路や各施設などの新設・改修を行う際には、本構想の考え方に基づいた整備を行うとともに、その地域の活性化に資するバリアフリー化に努めます。

③ 市民の参画・協働によるまちづくりの推進

効果的なまちのバリアフリー化を進めるため、事業者や国・県・市の連携強化を図るとともに、計画段階からの市民参加を基本とし、市民・事業者・行政が一体となってバリアフリー化の推進に努めます。また、社会的障壁（バリア）は、一人ひとりによって様々であることから、あらゆる人の意見や考え方などを幅広く取り入れ、また理解を得ながら、段階的・継続的に発展させる市民協働のまちづくりに取り組みます。

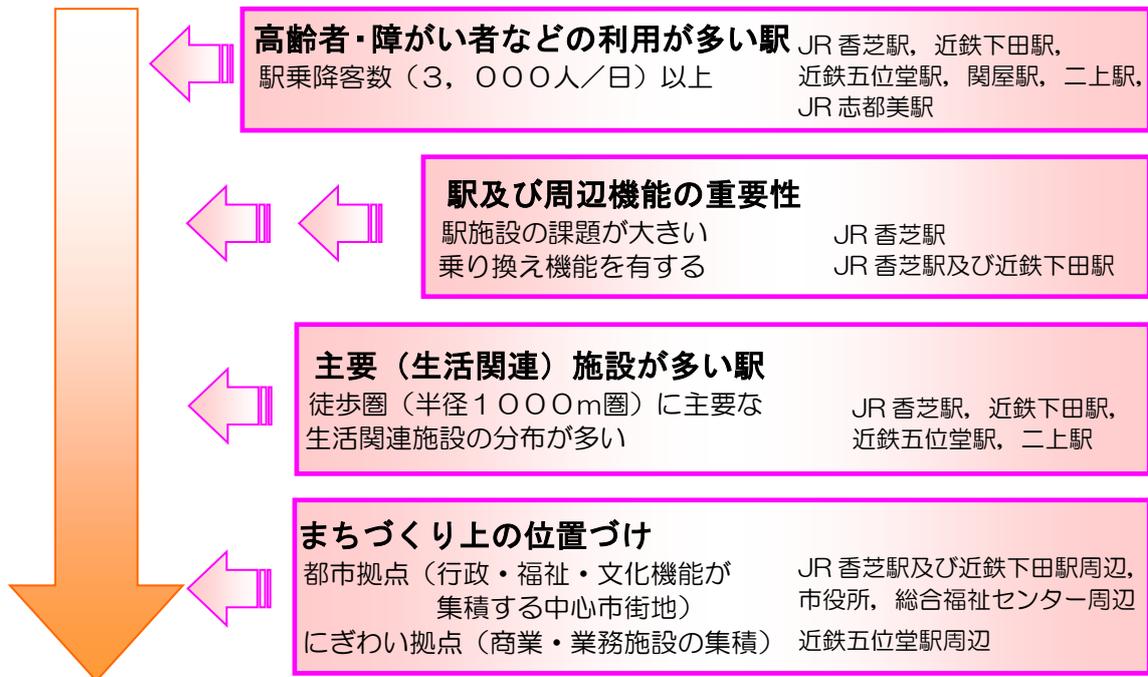
④ 心のバリアフリーの促進

真のバリアフリー化を実現するためには、道路や建物などハード面の整備と併せて、社会的障壁、心理面や情報面での障壁などを除去するソフト面の取り組みが必要不可欠となります。このため、高齢者や障がい者などに対する理解の促進、サポート意識の醸成やマナーの向上に向けて、啓発・広報活動やバリアフリー教室などといった福祉教育活動を通じ、市民・事業者・行政などの意識の高揚を図ります。

5.2 重点整備地区の選定

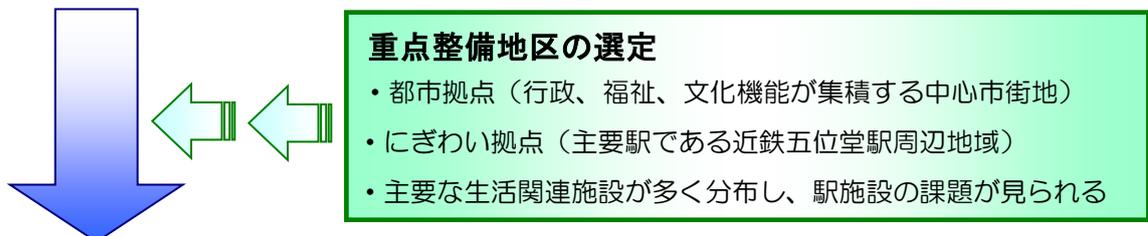
重点整備地区の選定の考え方

高齢者・障がい者などが円滑に移動するため、重点的・優先的に整備を行う地区



重点整備地区の候補地区

- ① JR 香芝駅及び近鉄下田駅周辺地区
- ② 近鉄五位堂駅周辺地区
- ③ 近鉄関屋駅周辺地区
- ④ 近鉄二上駅周辺地区
- ⑤ JR 志都美駅周辺地区
- ⑥ 市役所周辺地区



重点整備地区: 最も重要度・優先度が高い地区

【JR 香芝駅・近鉄下田駅・近鉄五位堂駅・市役所周辺地区】

6

重点整備地区の基本方針

6.1 重点整備地区の将来像

【地区の特徴】	【都市計画上の位置付け】
<ul style="list-style-type: none">・ JR香芝駅・近鉄下田駅は近接しており、相互乗り換えが可能な距離にあります。・ 市役所、文化センター、福祉センター、中央公民館、郵便局、警察署などの行政・文化・福祉施設が集積しています。・ 近鉄五位堂駅は、市域を超えた広域駅勢圏を抱える本市最大の旅客施設となっています。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 都市拠点 本市の中心核を形成し中心市街地となっているJR香芝駅及び近鉄下田駅周辺においては、歴史遺産などの活用により、ゆとりと落ち着きのある暮らし拠点を形成するとともに、水と緑のネットワークの形成や安心・安全に過ごせるまちづくりを推進する拠点として位置づけられています。また、市役所周辺には、公共施設が集積しており、今後も行政、文化、福祉、商業などの機能の集積を進め、市民生活のサービスの充実と利便性の向上を図る拠点として位置づけられています。・ にぎわい拠点 近鉄五位堂駅周辺においては、商業・業務施設などの誘導・集積によりにぎわいのある暮らし拠点を形成するとともに、道路基盤の形成や安心・安全に過ごせるまちづくりを推進する拠点として位置づけられています。 <p>など</p>



【地区の将来像】
<p>すべての人が安心して快適に移動・活動できる 「かしば交流・にぎわい拠点」</p> <p>本市の中心市街地となっており、都市拠点と位置づけられているJR香芝駅・近鉄下田駅周辺及び市役所などの公共施設が集積する地域、商業の集積を図り、にぎわい拠点と位置づけられる近鉄五位堂駅周辺地域までをエリアとする本地区では、行政、文化、福祉、医療、商業などの都市としての中枢機能を担うとともに、訪れるすべての人が安心して快適に移動・活動できる香芝市の交流・にぎわいの拠点としてふさわしいまちづくりを進めます。</p>
【地区の基本方針】
<ol style="list-style-type: none">① 快適な歩行空間のネットワーク化② 公共交通の利便性の向上とバリアフリー化の推進③ にぎわいと魅力あるまちづくり

6.2 重点整備地区の基本方針

① 快適な歩行空間のネットワーク化

子どもや高齢者、障がい者などが歩きやすく、ベビーカーや車いす、自転車などが通行しやすい道路環境を形成するため、歩道幅員の確保、歩道の段差や傾斜の解消、誘導用ブロックの整備など、すべての人が安心して快適に通行できるユニバーサルデザインを取り入れた歩行空間づくりを進めるとともに、歩道のネットワーク化による回遊性のあるまちづくりを目指します。

② 公共交通の利便性の向上とバリアフリー化の推進

重点整備地区においては、鉄道駅から主要施設間をだれもが安全で便利に移動できるよう徒歩だけでなくバスやタクシーなどの公共交通を用いた移動手段の確保が必要となります。このため、今後到来する超高齢化社会に向けて、ノンステップバスや福祉タクシーの導入など、だれもが利用しやすい公共交通サービスの充実に努めます。また鉄道駅を含む周辺一帯においては、すべての人が移動しやすい歩道整備を図るとともに、駅舎へのエレベーター設置など、これら一体となった移動経路のバリアフリー化を進めます。

③ にぎわいと魅力あるまちづくり

本市の中心市街地となっている JR 香芝駅及び近鉄下田駅周辺、市役所などの公共施設が集積する都市拠点と近鉄五位堂駅周辺のにぎわい拠点のふたつの拠点を一体とする本地区は、行政、文化、福祉、医療、商業などの都市としての中核機能を担うとともに、市の発展の方向性を示す役割も担っています。このため、市内外から訪れるすべての人が安心して活動できる「交流・にぎわい拠点」としてふさわしい個性豊かで魅力あるまちづくりを進めます。

7

重点整備地区の範囲の設定

7.1 重点整備地区の考え方

(1) 重点整備地区

○生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

原則として、生活関連施設のうち、特定旅客施設又は特別特定建築物（官公庁施設、福祉施設など）に該当するものが概ね3以上あり、面積は概ね4km²未満であること。

○生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区

○バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

○境界の設定など

町界・字界、道路、河川、鉄道などの施設、都市計画道路などによって明確に表示して定める。重点整備地区の区域が市町村を超える場合には、隣接市町村との共同により基本構想を作成する必要がある。

(2) 生活関連施設・生活関連経路

【生活関連施設】

相当数の高齢者、障がい者などが利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設など多様な施設を位置づけることができます。

なお、必ずしも特定事業を位置づける必要はありません。

【生活関連経路】

生活関連施設相互の経路であり、生活関連施設へのアクセス動線や地区の回遊性などに配慮する必要があります。生活関連経路は、旅客施設からの動線だけでなく、旅客施設以外の生活関連施設相互の連絡動線をネットワークとして確保することが望まれます。

7.2 重点整備地区の境界

重点整備地区は、旅客施設からの徒歩圏という視点を考慮しつつ、主要な施設（生活関連施設）を含む範囲で、道路、河川、鉄道などの施設などによって計画に決めました。

8

生活関連施設・生活関連経路の設定

8.1 生活関連施設の設定

本地区の生活関連施設については、徒歩圏に立地し、またアンケート調査結果などの意見を踏まえ、「多数の人が訪れる」又は「高齢者・障がい者などがよく利用する」と考えられる施設とします。

【生活関連施設】

区分	施設名	備考	
特定旅客施設	JR香芝駅	・周辺に主要施設が多く立地 ・1日の平均乗降客数が5,000人/日以上 又はバリアフリー化事業を優先的に実施する必要性が特に高い	
	近鉄下田駅		
	近鉄五位堂駅		
官公庁施設	香芝市役所	・市民にとって重要な施設 ・高齢者や障がいのある方などが多く利用	
	香芝警察署		
文化・レクリエーション施設	ふたかみ文化センター		
	香芝市総合体育館		
	中央公民館		
医療・福祉施設	香芝市総合福祉センター		
	香芝市保健センター		
商業施設・郵便局・金融機関	大型商業施設		・地域内外を問わず多くの方が利用 ・高齢者や障がいのある方などが多く利用
	スーパーマーケット		
	ドラッグストア		
	郵便局、銀行、信用金庫、JA		
公園	今池親水公園		
駐車場	五位堂駅北有料駐車場	・主に地区外から来られた方々が、本施設を起点に周辺の主要施設を利用	

8.2 特定旅客施設の設定

重点整備地区内の主要な旅客施設については、以下の要件で特定旅客施設として設定し、公共交通特定事業を策定していきます。（※1）

重点整備地区内の旅客施設

JR香芝駅・近鉄下田駅・近鉄五位堂駅

特定旅客施設の要件①
駅乗降客数（5,000人/日）以上

近鉄五位堂駅：28,470人/日 ⇒ 該当

JR香芝駅：3,216人/日 ⇒ 該当しない
近鉄下田駅：4,743人/日 ⇒ 該当しない

特定旅客施設の要件②
高齢者又は障がい者の人数が上記要件①と同程度以上（※2）

JR香芝駅・近鉄下田駅 ⇒ 該当しない

【高齢者数】 JR香芝駅：高齢者人口割合（※3）22.3%×乗降者数3,216人/日≒717人

近鉄下田駅：高齢者人口割合（※3）22.3%×乗降者数4,743人/日≒1,058人

全国平均：高齢者人口割合（※3）26.6%×乗降者数5,000人/日≒1,330人

【障がい者数】 JR香芝駅：障がい者人口割合（※4）4.5%×乗降者数3,216人/日≒145人

近鉄下田駅：障がい者人口割合（※4）4.5%×乗降者数4,743人/日≒213人

全国平均：障がい者人口割合（※5）7.4%×乗降者数5,000人/日≒370人

特定旅客施設の要件③
当該旅客施設及びその周辺に所在する官公庁施設、福祉施設その他の施設の利用の状況等からみて、移動等円滑化のための事業を優先的に実施する必要性が特に高い

JR香芝駅・近鉄下田駅 ⇒ 該当

主要な官公庁施設、福祉施設その他の施設などが立地

特定旅客施設 ⇒ JR香芝駅・近鉄下田駅・近鉄五位堂駅

※1 特定旅客施設の要件は、『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令』第1条による。

※2 高齢者数・障がい者数の算定は、『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第一条第二号に規定する旅客施設を利用する高齢者及び障害者の人数の算定に関する命令』による。

※3 全国・香芝市の高齢者人口割合は、国勢調査（平成27年）による。

※4 香芝市の障がい者人口割合は、香芝市 福祉健康部 社会福祉課提供の平成31年3月末時点の障がい者数データと国勢調査（平成27年）を基に計算。

※5 全国の障がい者人口割合は障害者白書（平成30年）と国勢調査（平成27年）を基に計算。

8.3 生活関連経路の設定

生活関連経路は、アンケート調査などによる利用実態を参考に、生活関連施設を結ぶ経路として、重点的・優先的に移動等円滑化基準に沿ったバリアフリー化を目指す経路です。

生活関連経路は、事業の実施可否や現状の経路が移動等円滑化基準に適合しているか否か（既に移動等円滑化されているなど）によって位置づけの可否を判断せず、生活関連施設との一体的な移動等円滑化を図る観点から必要と考えられる経路とします。

【生活関連経路】

事業者 (管理者)	路線名	区間	整理 番号
国	国道 165 号	畑西交差点～市役所前交差点	国-1
		市役所前交差点～下田交差点	国-2
		下田交差点～栄橋交差点	国-3
		栄橋交差点～下田東3交差点	国-4
		下田東3交差点～真美ヶ丘幹線高架下	国-5
県	国道 168 号	南都銀行前～下田交差点	国-6
		下田交差点～磯壁交差点	国-7
市	市道 7 - 82,131 号線	総合福祉センター～国道 165 号畑西交差点	市-1
	市道 9 - 181 号線	香芝市役所南交差点～国道 165 号市役所前交差点	市-2
	市道 7 - 153,154 号線	ふたかみ文化センター前～国道 165 号	市-3
	市道 9 - 67 号線	香芝中学校前～国道 168 号	市-4
	市道 6 - 44,45 号線	国道 168 号～市道 6-46 号線	市-5
	市道 6 - 46 号線	国道 165 号～JR 香芝駅前	市-6
	市道 8 - 16 号線	国道 165 号下田東3交差点～中和幹線	市-7
	市道 8 - 102 号線	真美ヶ丘幹線～市道 8-16 号線	市-8
	市道 8 - 138 号線	近鉄五位堂駅前～市道 8-102 号線	市-9
	市道 9 - 187 号線	国道 168 号磯壁交差点～香芝警察署前	市-10
	市道 10 - 175,182 号線	真美ヶ丘幹線～国道 165 号	市-11
	旧葛下川遊歩道	下田東2丁目～すみれ野1丁目	市-12

8.4 特定道路の指定

特定道路とは、バリアフリー法第2条第9項に規定されている特定道路として、国土交通大臣によって指定された道路です。国土交通大臣は、平成20年12月に約1,703 kmを特定道路に指定しました。また、令和元年7月には約2,744 kmの道路を特定道路に追加で指定しました。当初に指定された約1,703 kmと合わせて全国で約4,447 kmの道路が特定道路に指定されています。

特定道路が追加指定されることとなった背景には、平成30年度にバリアフリー法の改正が施行されたこと、当初指定以降に新たにバリアフリー基本構想が作成されていること、特定道路のバリアフリー化率が約9割に達したことなどがあります。

香芝市においては、令和元年7月の追加指定の際に、重点整備地区内の約7.1 kmの生活関連経路を構成する道路が国土交通大臣より特定道路に指定されました。

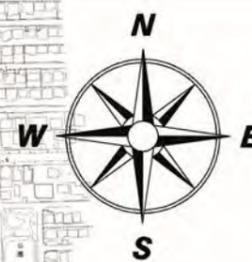
【特定道路】

○特定道路とは、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路（バリアフリー法第2条第9項）

○生活関連経路を構成する道路のうち、多数の高齢者、障害者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもの（バリアフリー法施行令第2条）

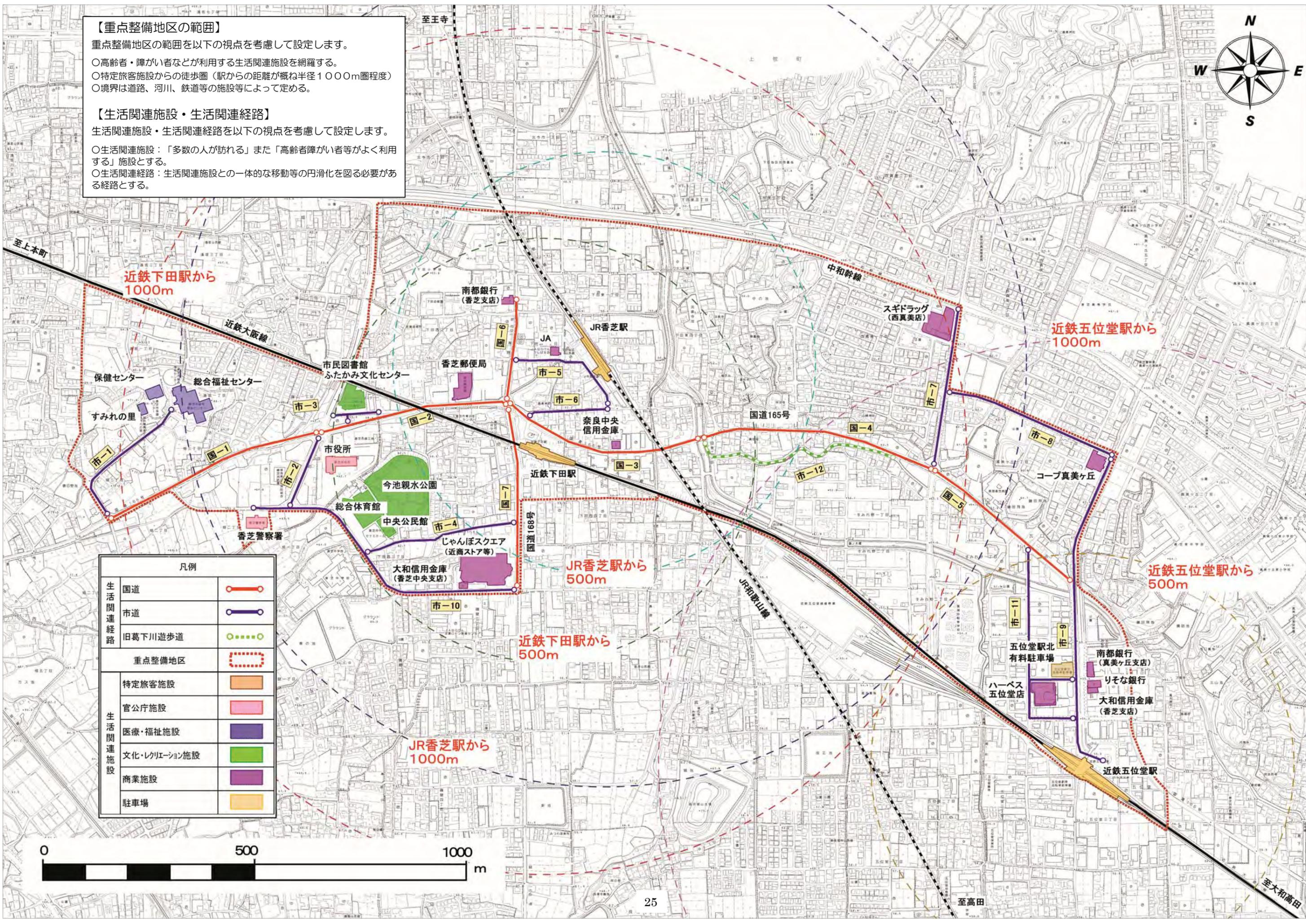
○道路管理者は、特定道路の新設又は改築を行うときは、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する条例、もしくは主務省令で定める基準（道路移動等円滑化基準）に適合させなければならない。

（バリアフリー法第10条第1項）

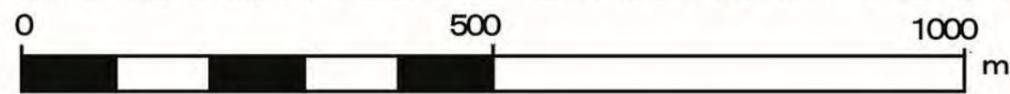


【重点整備地区の範囲】
 重点整備地区の範囲を以下の視点を考慮して設定します。
 ○高齢者・障がい者などが利用する生活関連施設を網羅する。
 ○特定旅客施設からの徒歩圏（駅からの距離が概ね半径1000m圏程度）
 ○境界は道路、河川、鉄道等の施設等によって定める。

【生活関連施設・生活関連経路】
 生活関連施設・生活関連経路を以下の視点を考慮して設定します。
 ○生活関連施設：「多数の人が訪れる」また「高齢者障がい者等がよく利用する」施設とする。
 ○生活関連経路：生活関連施設との一体的な移動等の円滑化を図る必要がある経路とする。



凡例		
生活 関連 経路	国道	
	市道	
	旧葛下川遊歩道	
重点整備地区		
	特定旅客施設	
生活 関連 施設	官公庁施設	
	医療・福祉施設	
	文化・レクリエーション施設	
	商業施設	
	駐車場	



9

重点整備地区における整備目標

9.1 実施すべき特定事業等の概要

(1) 実施すべき特定事業等の概要

本地区の重点整備地区における実施すべき特定事業等は、以下のように設定します。

ハード面でのバリアフリー

【特定事業】

バリアフリー法に基づき本構想では完了（短期）・中期・長期の目標を掲げ、事業を推進するものです。

- ・ 公共交通特定事業
- ・ 道路特定事業
- ・ 都市公園特定事業
- ・ 建築物特定事業
- ・ 交通安全特定事業 など

【その他の事業】

生活関連施設、生活関連経路に関する特定事業以外の事業で、特定事業とともに実施するその他の事業です。

- ・ 歩行者スペースの明示化
- ・ 電柱などの移設
- ・ 音声案内、誘導設備
- ・ 社員研修、教育訓練の推進
- ・ その他 など

ソフト面でのバリアフリー

【ソフト事業】

施設の整備（ハード事業）を有効に活用し、ソフト面から効果的にバリアフリー化を実現しようとするものです。

- ・ 心のバリアフリーの推進
- ・ バリアフリー情報の提供
- ・ 歩道へのはみ出し駐車、迷惑駐輪、路上看板などへの対策 など

(2) 特定事業について

特定事業とは、基本構想における生活関連施設、生活関連経路などのバリアフリー化を実現化するためのものです。

基本構想に特定事業を定めた場合、その特定事業を実施すべき者には、バリアフリー法第28条～第36条の規定により、特定事業計画の作成とこれに基づく事業実施の義務が課せられます（整備時期が具体的に決定していないものであっても、特定事業実施の義務が課せられます）。

「整備方針」では、重点整備地区の望ましい将来像の実現に向けた姿を示します。

また実施すべき事業については、実施時期を以下のとおり完了（短期）・中期・長期に分けて整理するとともに、各事業者の取り組み内容を明確にします。

(3) 整備目標について

重点整備地区において取り組む特定事業の目標とする整備時期については、財政状況や用地買収、工事施工の難易度などを考慮しながら、以下のとおりとします。本構想の見直し時に整備が完了しているものについては、完了（短期）と表記します。

なお、地権者などとの調整や財政状況などにより、整備時期が前後することがあります。

完了（短期）	平成30年度までに整備が完了したもの
中期	5年（平成30年度～令和4年度）
長期	5年以上（令和5年度以降）

9.2 実施すべき特定事業等の整備方針と整備概要

(1) 公共交通特定事業等

【整備方針】

公共交通特定事業では、特定旅客施設（鉄道駅）におけるバリアフリー設備（エレベーターなど）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更、車両（鉄道車両、路線バス）のバリアフリー化を推進します。

【整備概要】

① 近鉄五位堂駅 [事業者：近畿日本鉄道(株)]

整備内容 (●：特定事業、○：その他の事業及びソフト事業)		整備時期			備考
		完了	中期	長期	
階段	○階段踏面端部の色の明確化の検討			■	※1
案内施設	●誘導チャイムの設置（入り口など）		※2		
	○案内・誘導設備の改善・充実 （分かりやすい表示など）			■	※1
プラットホーム	○ホームドアなどの設置		※3		
その他施設	○多機能トイレの増設		※1		
	○トイレ入り口の音声案内			■	※1
	○券売機の音声対応			■	
	○券売機車いす対応			■	※4

※1 技術的には可能だが、整備には長期的な検討が必要。

※2 既に誘導チャイムを設置している改札口と近いため、利用者の混乱を招く恐れがある。今後検討を要する。

※3 現状の車両編成、線路の線形、駅の構造など他事業に要する費用などにより、対応は困難。

※4 事業実施については、国（1/3）、地方自治体（1/3）からの事業費補助が前提。



乗車券売場（近鉄五位堂駅）



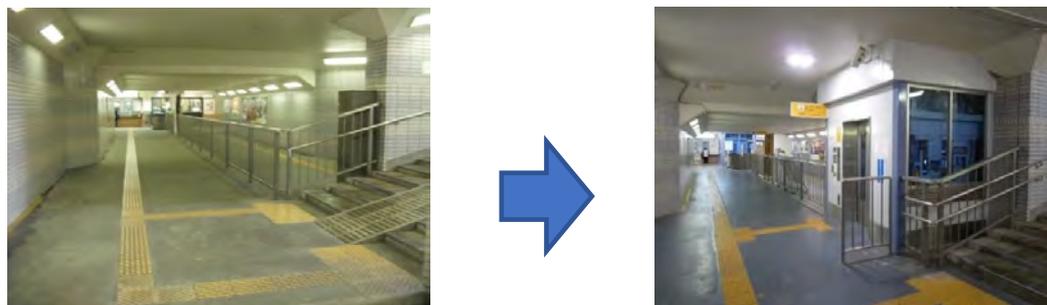
構内エレベーター（近鉄五位堂駅）

② 近鉄下田駅 [事業者：近畿日本鉄道(株)]

整備内容 (●：特定事業、○：その他の事業及びソフト事業)		整備時期			備考
		完了	中期	長期	
階段 昇降設備	●エレベーターの設置	■			
	●階段手摺りの二段化	■			
	○階段踏面端部の色の明確化の検討			■	※1
案内施設	●点字表示などの充実 (料金表、案内表示など)	■			
	●誘導チャイムの設置	■			
	○案内・誘導設備の改善・充実 (分かりやすい表示など)	■			
	○音声案内の充実			■	※1
プラット ホーム	●ホーム内方線の設置	■			
	●ホームと電車との隙間・段差の解消	■			
	○視覚障がい者誘導用ブロックの 設置・改良（JIS 基準への統一化）の 検討			■	※1
	○ホームドアなどの設置	※2			
その他 施設	●多機能トイレの設置 (オストメイト対応など)	■			
	●トイレ入り口の段差解消	■			
	○照明の明るさの確保の検討 (地下通路、地下改札、階段など)	■			
	○券売機の音声対応			■	※1
	○券売機の車いす対応	■			
	○トイレの改善（水洗化）	■			

※1 技術的には可能だが、整備には長期的な検討が必要。

※2 現状の車両編成、線路の線形、駅の構造など他事業に要する費用などにより、対応は困難。



地下改札内通路（近鉄下田駅）

③ JR香芝駅 [事業者：西日本旅客鉄道(株)]

整備内容 (●：特定事業、○：その他の事業及びソフト事業)		整備時期			備考
		完了	中期	長期	
階段 昇降設備	●エレベーターの設置	※1			協議中
	●階段手摺りの二段化				
	○階段踏面端部の色の明確化の検討	※2			
案内施設	●点字表示などの充実（案内表示など）	※1			協議中
	●誘導チャイムの設置（改札入り口）				
	○音声案内の充実	※2			
	○案内・誘導設備の改善・充実 （分かりやすい表示など）	※3			
プラット ホーム	●ホーム内方線の設置	※1			協議中
	●ホームと電車の隙間・段差の解消				
	○視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良（JIS 基準への統一化）の検討				
	○ホーム、通路などの幅員拡幅				
	○ホームドアなどの設置				
その他 施設	●多機能トイレの設置 （オストメイト対応など）	※1			協議中
	●トイレ入り口の段差解消				
	○休憩施設の充実（改札内）	※2			
	○券売機の音声対応				
	○券売機の車いす対応				
	○トイレの改善 （男女共用トイレの個別化 など）				

※1 駅舎のバリアフリー化については、実施に向けて協議中。

※2 駅前広場整備などの市事業やまちづくりと一体となった検討を要する。

※3 近接駅のバリアフリー情報の提供などを検討。



構内跨線橋（JR香芝駅）



電車とホームの段差（JR香芝駅）

④ バス停留所、バス車両 など [事業者：奈良交通(株)]

整備内容 (●：特定事業、○：その他の事業及びソフト事業)		整備時期			備考
		完了	中期	長期	
バス停留所	○時刻表などの改良 (見やすい文字や点字表示など)			■	※1
	○バスロケーションシステムの導入	■			
バス車両	●ノンステップバスの導入	■	■	■	※2
	●手すり・吊革、ステップ端部などの 色彩による明確化	■	■	■	
	○車内でのオープンスペースの確保 (ベビーカー置き場など)	■	■	■	
	○ノンステップバスの運行情報の提供	■			※3
その他	○乗務員への教育訓練の強化	■			※4

※1 時刻表の見直しを検討し、電話案内など代替手段についても検討する。また、点字表示については、関係団体などで作成して頂いたものを貼付することも検討する。

※2 ノンステップバスは手すり・吊革などの基準を満たしている。引き続き導入を継続する。

※3 バスロケーションシステムで、ノンステップバスの運行情報が把握できる。

※4 乗務員への教育は既に行っている。今後も引き続き継続する。

⑤ タクシー車両 など [事業者：奈良県タクシー協会]

整備内容 (○：その他の事業及びソフト事業)		整備時期			備考
		完了	中期	長期	
車両	○筆談メモ、ボードの常設	■			
その他	○乗務員への教育訓練の強化	■			

◎ 香芝市内のタクシー事業者の中で、ユニバーサルデザインタクシーが導入されているのは、いむらタクシー。

(2) 道路特定事業等

【整備方針】

道路特定事業では、道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、通行経路の案内標識など）の設置、バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改良など）などについての整備方針を定めます。

○道路特定事業の対象となる生活関連経路については、すべての人が安心して快適に通行できるよう、ユニバーサルデザインを採り入れた歩行空間の確保を目指し、「道路移動等円滑化基準」に準じたバリアフリー整備を進めます。

○道路の適切な維持管理を行い、道路通行の安全性や円滑性を確保します。

○放置自転車や看板などの支障物を撤去するとともに、管理体制を強化します。

【整備概要】

① 国道165号 [事業者：国（道路管理者）]

整理番号	整備内容 (●：特定事業、○：その他の事業及びソフト事業)	整備時期			備考
		完了	中期	長期	
国-1	●有効幅員の確保（既設歩道有り）			■	
	●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良（連続性の確保）		■	■	
	●歩道と車道の段差解消（歩道縁端部など）		■	■	
	●勾配がきつい箇所の改良（横断、縦断、交差点部）			■	
	●グレーチングの改良（細目化）		■		※1
	●舗装などの改良（路面の凹凸改良など）			■	
	○歩道と車道の境界部の視認性の向上		■		※2
国-2	●歩道の整備（既設歩道無し）			■	
	●有効幅員の確保（既設歩道有り）			■	
	●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良（連続性の確保）			■	
	●歩道と車道の段差解消（歩道縁端部など）			■	
	●勾配がきつい箇所の改良（横断、縦断、交差点部）			■	
	●支障物件の移設など（道路標識・電柱など）			■	
	●舗装などの改良（路面の凹凸改良など）			■	
●歩道波打ちの解消			■		

整理番号	整備内容（●：特定事業）	整備時期			備考
		完了	中期	長期	
国-3	●歩道の整備（既設歩道無し）		■		
	●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良		■		
国-4	●歩道の整備（既設歩道無し）	■			※3
	●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良	■			
	●歩道の整備（既設歩道無し）	■			（上り線） ※4
	●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良	■			
国-5-①	●歩道の整備（既設歩道無し）	■			※4
	●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良	■			
国-5-②	●有効幅員の確保（既設歩道有り）			■	
	●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良			■	
	●勾配がきつい箇所の改良 （横断、縦断、交差点部）			■	
	●支障物件の移設など （道路標識・電柱など）			■	
	●舗装などの改良（路面の凹凸改良など）			■	

※1 細目化は既にも実施済み、キャップにてさらなる機能性の向上を目指す。

※2 縁石に反射板の設置を検討。

※3 廃川用地を利用した遊歩道の整備により対応した。（旧葛下川遊歩道：市-1 2）

※4 土地区画整理事業区域内（土地区画整理事業による歩道整備）事業者：市



歩道の整備（国道 165 号）

② 国道168号 [事業者：県（道路管理者）]

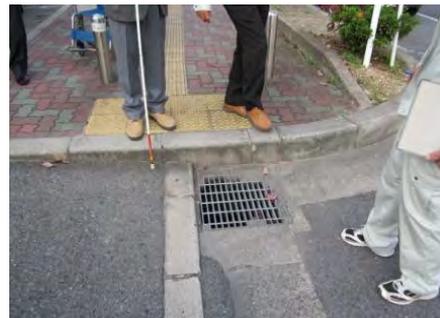
整理 番号	整備内容 (●：特定事業、○：その他の事業及びソフト事業)	整備時期			備 考
		完了	中期	長期	
国-6	●歩道の整備（既設歩道無し）	■			
	●有効幅員の確保（既設歩道有り）			■	
	●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良		■		
	●グレーチングの改良（細目化）		■		
	●歩道と車道の段差解消 （歩道縁端部など）	■	■		
	●勾配がきつい箇所の改良 （横断、縦断、交差点部）		■		
	●支障物件の移設など（道路標識・電柱など）			■	※1
	○側溝蓋の改良（穴が大きい）		■		
国-7	●歩道の整備（未整備箇所）	■			
	●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良 （連続性の確保）		■		
	●視覚障がい者誘導用ブロックの配置の改良 （段差・グレーチングの回避）		■		※2
	●歩道と車道の段差解消 （歩道縁端部など）		■		
	●勾配がきつい箇所の改良 （横断、縦断、交差点部）		■		
	●舗装などの改良（路面の凹凸改良など）		■		
	○車止めの色彩変更（識別しやすい色彩）		■		
	○支障物件の移設、撤去、整理など （陳列物、看板、自転車など）	■			

※1 問題の電柱に信号機が共架されており、すぐに対応はできない。移設場所などを踏まえ、長期的な検討が必要。

※2 グレーチング・段差を視覚障がい者誘導用ブロックの誘導で避けることで対応する。



勾配がきつい歩道（国道168号）

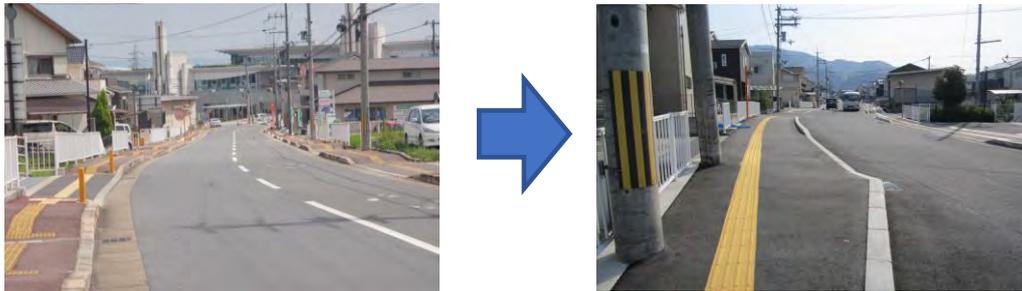


段差と目の粗いグレーチング（国道168号）

③ 市道 7-82, 7-131 号線 [事業者：市（道路管理者）]

整理 番号	整備内容 (●：特定事業、○：その他の事業及びソフト事業)	整備時期			備 考
		完了	中期	長期	
市-1	●有効幅員の確保（既設歩道有り）	■			
	●歩道波打ちの解消	■			
	●水平区間の確保（車乗り入れ部）	■			
	●舗装などの改良（路面の凹凸改良など）	■			
	○歩道と車道の境界部の視認性の向上		■		※1

※1 適宜セーフティアイの設置を検討。



波打ちがある歩道（市道 7-131 号線）

④ 市道 9-181 号線 [事業者：市（道路管理者）]

整理 番号	整備内容（●：特定事業）	整備時期			備 考
		完了	中期	長期	
市-2	●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良		■		

⑤ 市道 7-153, 7-154 号線 [事業者：市（道路管理者）]

整理 番号	整備内容 (●：特定事業、○：その他の事業及びソフト事業)	整備時期			備 考
		完了	中期	長期	
市-3	●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良（既設歩道有り）	■			
	●段差解消（敷地と車道の境界部）		■		
	○歩行者スペースの明示など	■			



視覚障がい者誘導用ブロックの設置（市道 7-154 号線）

⑥ 市道 9-67 号線 [事業者：市（道路管理者）]

整理 番号	整備内容 (●：特定事業、○：その他の事業及びソフト事業)	整備時期			備 考
		完了	中期	長期	
市-4	●歩道の整備（既設歩道無し）			■	※1
	●有効幅員の確保（既設歩道有り）	■			
	●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良（既設歩道有り）		■		
	●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良（既設歩道無し）			■	※2
	○歩行者スペースの明示など（既設歩道無し）	■			

※1 他事業との予算配分などを考慮しながら実施。

※2 歩道整備に合わせて実施。

⑦ 市道 6-44, 6-45 号線 [事業者：市（道路管理者）]

整理 番号	整備内容（●：特定事業）	整備時期			備 考
		完了	中期	長期	
市-5	●歩道の整備（既設歩道無し）	※1			
	●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良				

※1 駅前広場及び周辺道路の整備などを含め、駅周辺地区一体となったまちづくりの検討が必要。

⑧ 市道 6-46 号線 [事業者：市（道路管理者）]

整理 番号	整備内容 (○：その他の事業及びソフト事業)	整備時期			備 考
		完了	中期	長期	
市-6	○歩行者スペースの明示など (既設歩道無し)	■			



歩行者スペースの明示など（市道6-46号線）

⑨ 市道 8-16 号線 [事業者：市（道路管理者）]

整理 番号	整備内容（●：特定事業）	整備時期			備 考
		完了	中期	長期	
市-7	●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良		■		
	●歩道と車道の段差解消 (歩道縁端部など)		■		
	●勾配がきつい箇所の改良 (横断、縦断、交差点部)		■		
	●舗装などの改良（路面の凹凸改良など）	■			

⑩ 市道 8-102 号線 [事業者：市（道路管理者）]

整理 番号	整備内容（●：特定事業）	整備時期			備 考
		完了	中期	長期	
市-8	●有効幅員の確保（既設歩道有り）		■		
	●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良		■		
	●歩道と車道の段差解消 (歩道縁端部など)		■		
	●勾配がきつい箇所の改良 (横断、縦断、交差点部)		■		
	●舗装などの改良（路面の凹凸改良など）		■		



有効幅員が狭い歩道（市道 8-102 号線）



視覚障がい者誘導用ブロックが未整備（市道 8-102 号線）

⑪ 市道 8-290 号線 [事業者：市（道路管理者）]

整理 番号	整備内容 (●：特定事業、○：その他の事業及びソフト事業)	整備時期			備 考
		完了	中期	長期	
市-9	●有効幅員の確保（既設歩道有り）		■	■	
	●段差解消（横断歩道内の中央分離帯） （コープ前）		■		
	●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・ 改良（連続性の確保・識別しやすい色彩・ 道路柵や建物壁面などからの離隔確保）	■			
	●橋上駅舎へのエレベーターの設置 （駅前広場）	■			
	●スロープの設置（タクシー乗り場） （駅前広場）	■			
	●障がい者用停車スペースの設置 （駅前広場）	■			
	●歩道と車道の段差解消 （歩道縁端部など）		■	■	
	●舗装などの改良（路面の凹凸改良など）		■	■	
	○支障物件の移設、撤去、整理など （陳列物、看板、自転車など）	■			※1

※1 定期的に点検・見回りを実施し、不法占用については指導を行う。



識別しにくい視覚障がい者誘導用ブロック



タクシー乗り場（駅前広場）

⑫ 市道 9-187 号線 [事業者：市（道路管理者）]

整理 番号	整備内容 (●：特定事業、○：その他の事業及びソフト事業)	整備時期			備 考
		完了	中期	長期	
市-10	●歩道の整備			■	
	●有効幅員の確保（既設歩道有り）		■	■	
	●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良		■	■	
	●グレーチングの改良（細目化）		■	■	
	●水平区間の確保（車乗り入れ部）		■	■	
	●歩道の波打ちの解消		■	■	
	●舗装などの改良（路面の凹凸改良など）		■	■	
	●勾配がきつい箇所の改良 (横断、縦断、交差点部)		■	■	
○支障物件の移設など（道路標識、電柱など）		■	■	※1	

※1 占用者への移設を要請。



路面が傾いている歩道（市道9-187号線）



目の粗いグレーチング（市道9-187号線）

⑬ 市道 10-175, 10-182 号線 [事業者：市（道路管理者）]

整理 番号	整備内容（●：特定事業）	整備時期			備 考
		完了	中期	長期	
市-11	●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良		■	■	
	●舗装などの改良（路面の凹凸改良など）		■	■	

⑭ 旧葛下川遊歩道 [事業者：県及び市（道路管理者）]

整理 番号	整備内容 (●：特定事業、○：その他の事業及びソフト事業)	整備時期			備 考
		完了	中期	長期	
市-12	●歩道の整備	■			
	●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良	■			
	○街路灯境界部の視認性の向上		■		

(3) 都市公園特定事業等

【整備方針】

都市公園特定事業では、高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる人が安全かつ快適に利用できるよう、「都市公園移動等円滑化基準」への適合に努めるとともに、「奈良県福祉のまちづくり条例」に基づいた施設のバリアフリー化を推進します。

【整備概要】

① 今池親水公園 [事業者：市]

整備内容（●：特定事業）	整備時期			備考
	完了	中期	長期	
●階段の踏面端部の色彩などによる明確化		■	■	
●案内・誘導設備の改善・充実（音声案内、点字表記や文字の拡大・ふりがななど分かりやすい表示）		■		
●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良（園路の階段などの段差前後に注意喚起ブロックを設置）		■	■	
●オストメイト対応トイレの設置		■	■	



公園施設案内板（今池親水公園）



園路階段（今池親水公園）

(4) 建築物特定事業等

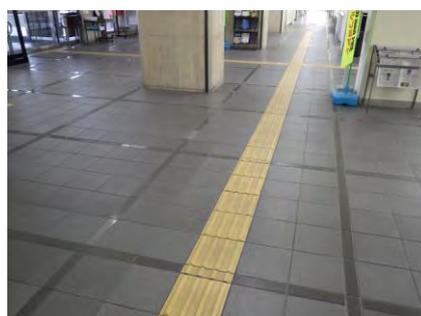
【整備方針】

建築物特定事業では、高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる人が安全かつ快適に利用できるよう、「建築物移動等円滑化基準」への適合に努めるとともに、「奈良県福祉のまちづくり条例」に基づいた建築物のバリアフリー化を推進します。

【整備概要】

①市役所 [事業者：市]

整備内容（●：特定事業）	整備時期			備考
	完了	中期	長期	
●階段の踏面端部の色彩などによる明確化	■			
●案内・誘導設備の改善・充実（音声案内、点字表記や文字の拡大・ふりがななど分かりやすい表示）	■			
●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良 （識別しやすい色彩などの検討）	■			
●多機能トイレの設置（本庁舎1F）	■			



視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良（識別しやすい色彩等の検討）（市役所 1F）

②ふたかみ文化センター（指定管理施設） [事業者：市]

整備内容（●：特定事業）	整備時期			備考
	完了	中期	長期	
●階段の踏面端部の色彩などによる明確化	■			※1
●案内・誘導設備の改善・充実（音声案内、点字表記や文字の拡大・ふりがななど分かりやすい表示）			■	※2
●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良 （識別しやすい色彩などの検討）			■	
●車いす用駐車場の改善		■		

※1 H25年度整備済み。（市民ホール）

※2 館内施設の市民図書館などと調整しながら検討を進める。

③市民図書館 [事業者：市]

整備内容（●：特定事業）	整備時期			備考
	完了	中期	長期	
●案内・誘導設備の改善・充実（音声案内、点字表記や文字の拡大・ふりがななど分かりやすい表示）			■	※1
●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良			■	※2
●館内通路の有効幅員の確保	■			

※1 新規作成の紙パネルについては、ふりがななどの対応をしているが、壁パネルについては今後対応を検討する。

※2 ふたかみ文化センターと一体となった検討が必要である。

④総合体育館 [事業者：市]

整備内容 (●：特定事業、○：その他の事業及びソフト事業)	整備時期			備考
	完了	中期	長期	
●エレベーターの設置		■		
●階段の踏面端部の色彩などによる明確化		■		
●案内・誘導設備の改善・充実（音声案内、点字表記や文字の拡大・ふりがななど分かりやすい表示）		■		
●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良 (連続性の確保、識別しやすい色彩などの検討)		■		
●入り口スロープへの手摺りの設置		■		
●多機能トイレの設置		■		
○障がい者用観覧席の設置		■		

⑤総合福祉センター [事業者：市]

整備内容 (●：特定事業、○：その他の事業及びソフト事業)	整備時期			備考
	完了	中期	長期	
●階段の踏面端部の色彩などによる明確化		■		
●案内・誘導設備の改善・充実（点字表記や文字の拡大・ふりがななど分かりやすい表示）	■			
●視覚障がい者誘導用ブロックの設置・改良 （識別しやすい色彩などの検討）		■		
●歩行者スペースの明示（福祉センター前車路）		■		※1
●誘導チャイムの設置（入り口など）		■		
○筆談ボードの常設		■		※2

※1 歩行者が横断するための路面表示を予定。

※2 すでに導入済の部署もある中、今後、福祉部各課に常設、及び未導入の部署に対しては必要に応じて引き続き導入を進める。

⑥香芝警察署 [事業者：奈良県警]

整備内容 (●：特定事業、○：その他の事業及びソフト事業)	整備時期			備考
	完了	中期	長期	
●階段の踏面端部の色彩などによる明確化			■	※1
●多機能トイレの設置			■	
○誘導チャイムの設置			■	

※1 当該施設については、一定のバリアフリー基準を満たしているため、予算配分の関係上、中期での新たな改修は見込めない。今後の予算措置を考慮した上で、検討を重ねていくことが必要。

⑦香芝郵便局 [事業者：日本郵便]

整備内容 (○その他の事業及びソフト事業)	整備時期			備考
	完了	中期	長期	
○誘導チャイムの設置	■			
○社員研修などの推進	■			※1

※1 社員研修は既に実施している。今後も引き続き実施する。

(5) 交通安全特定事業等

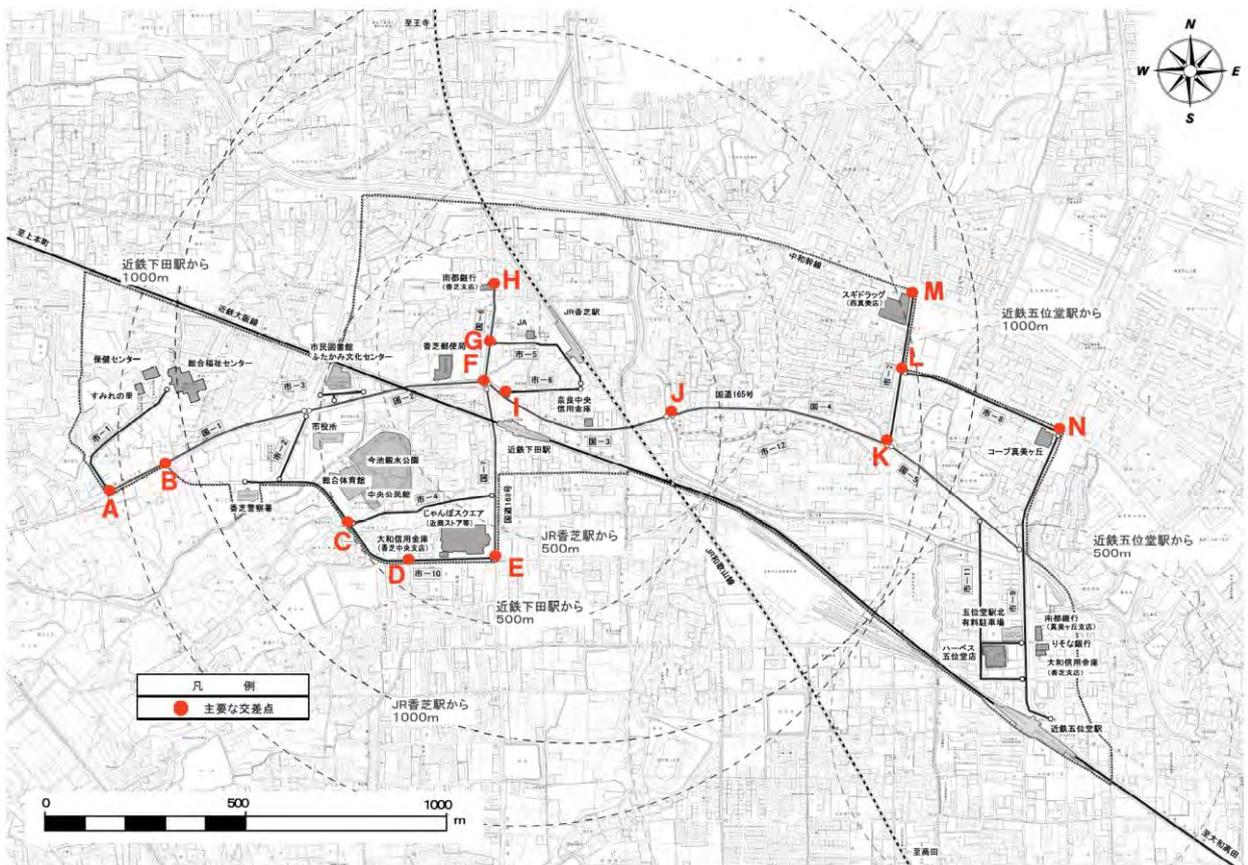
【整備方針】

交通安全特定事業では、信号機、道路標示の設置、生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止などについての整備方針を定めます。

○すべての人が、安全、円滑に交差点を横断できるよう、主要交差点には信号機（音響信号、青時間延長ボタン）、その他の施設の改良を図ります。

○移動の支障となる歩道上などにおける違法駐車取締りを引き続き推進します。

○交通安全に関する啓発活動を引き続き推進します。



【整備概要】

① 畑西交差点 [事業者：公安委員会]

整理番号	整備内容（●：特定事業）	整備時期			備考
		完了	中期	長期	
A	●視覚障がい者附加機能の整備 （音響式信号機）	■			
	●高齢者感应機能の整備 （青時間延長押しボタン）			■	

② 畑交差点 [事業者：公安委員会]

整理 番号	整備内容 (●：特定事業)	整備時期			備考
		完了	中期	長期	
B	●視覚障がい者附加機能の整備 (音響式信号機)	■			
	●高齢者感应機能の整備 (青時間延長押しボタン)			■	

③ 香芝中学校前 [事業者：公安委員会]

整理 番号	整備内容 (●：特定事業)	整備時期			備考
		完了	中期	長期	
C	●高齢者感应機能の整備 (青時間延長押しボタン)	■			

④ 磯壁西交差点 [事業者：公安委員会]

整理 番号	整備内容 (●：特定事業)	整備時期			備考
		完了	中期	長期	
D	●視覚障がい者附加機能の整備 (音響式信号機)	■			
	●高齢者感应機能の整備 (青時間延長押しボタン)	■			

⑤ 磯壁交差点 [事業者：公安委員会]

整理 番号	整備内容 (●：特定事業)	整備時期			備考
		完了	中期	長期	
E	●視覚障がい者附加機能の整備 (音響式信号機)	■			
	●高齢者感应機能の整備 (青時間延長押しボタン)			■	



磯壁交差点 横断歩道
(国道 168 号・市道 9-187 号線)



高齢者感应機能付き信号
(国道 165 号 香芝市役所前交差点)

⑥ 下田交差点 [事業者：公安委員会]

整理 番号	整備内容 (●：特定事業)	整備時期			備考
		完了	中期	長期	
F	●高齢者感应機能の整備 (青時間延長押しボタン)		■		

⑦ 下田西2丁目 [事業者：公安委員会]

整理 番号	整備内容 (●：特定事業)	整備時期			備考
		完了	中期	長期	
G	●視覚障がい者追加機能の整備 (音響式信号機)		■		
	●高齢者感应機能の整備 (青時間延長押しボタン)	■			



下田交差点 横断歩道
(国道165号・国道168号)



音響式信号機 (下田交差点)

⑧ 下田北交差点 [事業者：公安委員会]

整理 番号	整備内容 (●：特定事業)	整備時期			備考
		完了	中期	長期	
H	●視覚障がい者追加機能の整備 (音響式信号機)	■			
	●高齢者感应機能の整備 (青時間延長押しボタン)	■			

⑨ 鹿島神社前交差点 [事業者：公安委員会]

整理 番号	整備内容 (●：特定事業)	整備時期			備考
		完了	中期	長期	
I	●高齢者感应機能の整備 (青時間延長押しボタン)		■		

⑩ 栄橋交差点 [事業者：公安委員会]

整理 番号	整備内容 (●：特定事業)	整備時期			備考
		完了	中期	長期	
J	●高齢者感応機能の整備 (青時間延長押しボタン)				

⑪ 下田東3丁目交差点 [事業者：公安委員会]

整理 番号	整備内容 (●：特定事業)	整備時期			備考
		完了	中期	長期	
K	●視覚障がい者追加機能の整備 (音響式信号機)				
	●高齢者感応機能の整備 (青時間延長押しボタン)				

⑫ 西真美1丁目交差点 [事業者：公安委員会]

整理 番号	整備内容 (●：特定事業)	整備時期			備考
		完了	中期	長期	
L	●視覚障がい者追加機能の整備 (音響式信号機)				
	●高齢者感応機能の整備 (青時間延長押しボタン)				

⑬ 西真美3丁目交差点 [事業者：公安委員会]

整理 番号	整備内容 (●：特定事業)	整備時期			備考
		完了	中期	長期	
M	●視覚障がい者追加機能の整備 (音響式信号機)				
	●高齢者感応機能の整備 (青時間延長押しボタン)				

⑭ 香芝東中学校西 [事業者：公安委員会]

整理 番号	整備内容 (●：特定事業)	整備時期			備考
		完了	中期	長期	
N	●視覚障がい者追加機能の整備 (音響式信号機)				
	●高齢者感応機能の整備 (青時間延長押しボタン)				

(6) ソフト事業

【心のバリアフリーの推進】

●実施方針

施設や設備などの物理的なバリアフリー化が進んでも、利用者や使い方によっては、それらが有効に活かされず、十分なバリアフリー化が実現しているとは言えません。また、物理的なバリアがあり、困っている人がいる時、まわりの人のちょっとした気遣いや思いやりの心でその人の移動などが可能あるいは容易になることがあります。

このようなことから、バリアフリー化についての理解を深め、高齢者・障がい者をはじめとした周囲の人に対する思いやりの心で行動につなげる「心のバリアフリー」を推進します。

●具体的な取り組み

[広報・啓発]

内 容	主な担当窓口
高齢者・障がい者への理解促進	社会福祉課 介護福祉課
建築主・事業主などに対するバリアフリーの理解促進と啓発	都市計画課
職員・従業員の高齢者・障がい者などへの理解促進と対応の向上	人事課
設計・施工者などへの意識啓発と技術力向上	都市計画課 特定事業担当所管課

[教育]

内 容	主な担当窓口
福祉（心のバリアフリー）教育の推進 〔バリアフリー教室・福祉体験学習の開催、講演会の開催、パネル展の実施、啓発グッズの配布などを通じて、人権や道徳の視点に立った心配りや気遣いなど、相手の立場を理解する力を養う。〕	社会福祉課 学校教育課 生涯学習課 市民協働課 都市計画課

[市民活動の支援]

内 容	主な担当窓口
NPO・ボランティアなどへの活動支援や連携	社会福祉課 市民協働課

【バリアフリーに関する情報提供】

●実施方針

高齢者や障がい者などの利用者に分かりやすい形で必要な情報を提供することが重要です。このため、バリアフリー情報の提供にあたっては、継続的な情報更新、管理主体の異なる施設などを包含した情報の提供が必要であり、市民、行政、事業者などの連携・協力のもとで推進します。

●具体的な取り組み

内 容	主な担当窓口
バリアフリーマップ（バリアマップ）の作成	都市計画課
バリアフリー事例の紹介	都市計画課
バリアフリー化事業などに関する情報の開示 （進捗状況、実施予定など）	都市計画課 特定事業担当所管課
工事情報の提供及び工事中における安全な歩行空間の確保	都市計画課 特定事業担当所管課

【放置自転車及び路上看板などへの対策】

●実施方針

整備された歩道であっても、視覚障がい者誘導用ブロックの上に自転車や店舗の看板などがあると、車いす使用者、視覚障がい者の通行の妨げとなり、整備効果がなくなってしまう。このようなことから、すべての人にとって安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道における駐輪や自転車の通行マナーの向上をはじめとして、はみ出し陳列や看板などへの適切な指導や撤去といった歩道管理の強化に努めます。

●具体的な取り組み

内 容	主な担当窓口
放置自転車の撤去	生活安全課
駐輪及び自転車通行マナーの向上を図るための啓発活動	生活安全課
安全な歩行空間確保に支障を及ぼす行為を防止するための指導	公園道路管理課

【バリアフリー化のための支援策について】

バリアフリー基本構想を作成した後に、特定事業計画を着実に実現していくために事業者に対して支援策を用意することも重要となります。

現在、支援制度については、公共交通機関や、公共施設のみならず民間施設向けの事業も用意されていることから、今後これらを利用しながら、地方自治体としても、民間施設事業者が利用しやすい支援策の用意、支援策の活用を促進する取り組みを実施していきます。

10

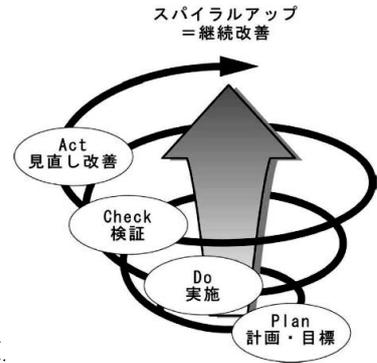
基本構想の推進に向けた取り組み

10.1 バリアフリー基本構想の実現に向けた推進体制

(1) スパイラルアップによる基本構想の推進

本構想では、整備目標を中長期的な視点も含め作成しています。バリアフリー化を取り巻く環境や条件は、日々変化していることから、将来的には社会経済状況や周辺状況の変化などに柔軟に対応していけるよう、必要に応じて基本構想を見直していきます。

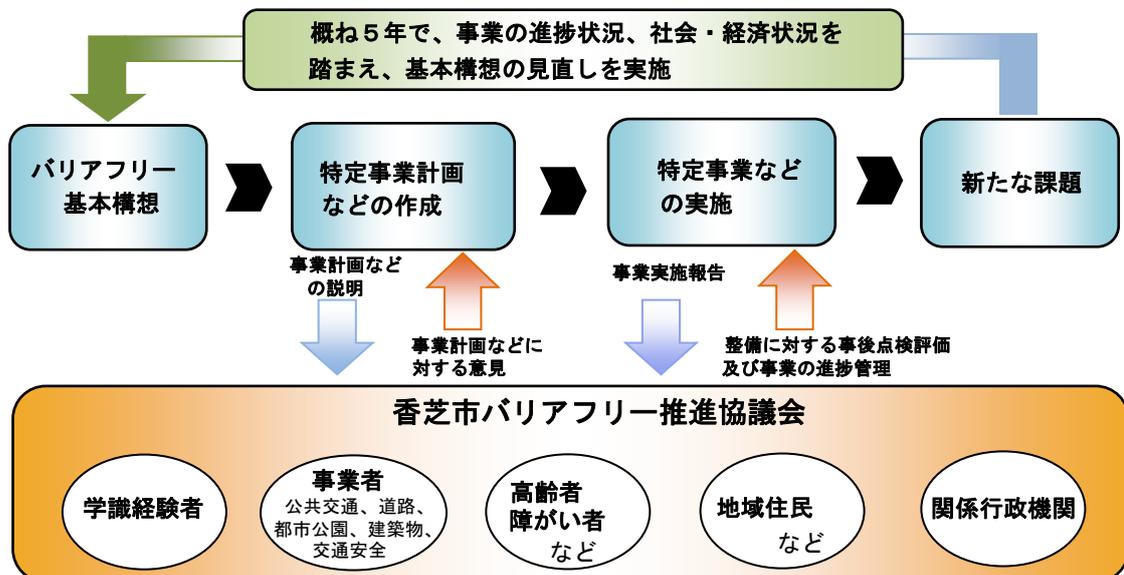
また、計画のみならず事業実施後についても整備内容の点検・評価などの仕組みを確立することが求められます。そして、これらの過程においては、市民など利用者からの意見集約を行いながら、Plan（計画・目標）・Do（実施）・Check（検証）・Act（見直し改善）の継続した取り組み（スパイラルアップ）を実践していきます。



(2) 基本構想の推進体制

基本構想の実現に向けては、各事業者、当事者（高齢者・障がい者など）、地域住民が、互いに協力し、基本構想に位置づけされた事業の着実な実施、評価、改善を図っていくなど、継続的に協議を行っていくことが必要となります。

また、一体性や連続性のあるバリアフリー化を進めていくためには、関係者の連携が重要となることから、行政だけでなく市民・事業者などとの協働によりバリアフリー化が進められるよう、「香芝市バリアフリー推進協議会」にてバリアフリー整備における協議や助言、事後評価を行い、広く市民・利用者への情報提供に努め、バリアフリー整備を継続的に推進していきます。



基本構想推進体制のイメージ

参考資料

参考資料 1 : タウンウォッチング

1. 開催概要

基本構想の策定から5年が経過し、バリアフリー事業のこれまでの実績に対する評価の時期にさしかかっていることから、重点整備地区であるJR香芝駅、近鉄下田駅及び近鉄五位堂駅周辺地区内にある鉄道駅及び主要な経路について、高齢者、障がい者、協議会委員の方などの参加のもと「現地点検調査及び意見交換会」を開催した。

参加者は2つのルートに分かれて異なる施設や経路について実際にまちの中を歩く現地点検を行い、その点検結果について整理し、各ルート2グループずつに分かれ発表を行った。

様々な立場の方からの意見があり、それぞれの施設が有するバリアフリー上の課題や、利用者の立場に立った整備の必要性などが明らかになった。

① 開催日時及び場所

	日 時	場 所
現地点検調査 (タウンウォッチング)	平成 31 年 2 月 27 日 (水) 9:30~11:30	市役所周辺地区、近鉄下田駅・近鉄五位堂駅、旧葛下川遊歩道
意見交換会 (ワークショップ)	平成 31 年 2 月 27 日 (水) 13:00~14:40	市役所会議室棟第6会議室

② 参加者

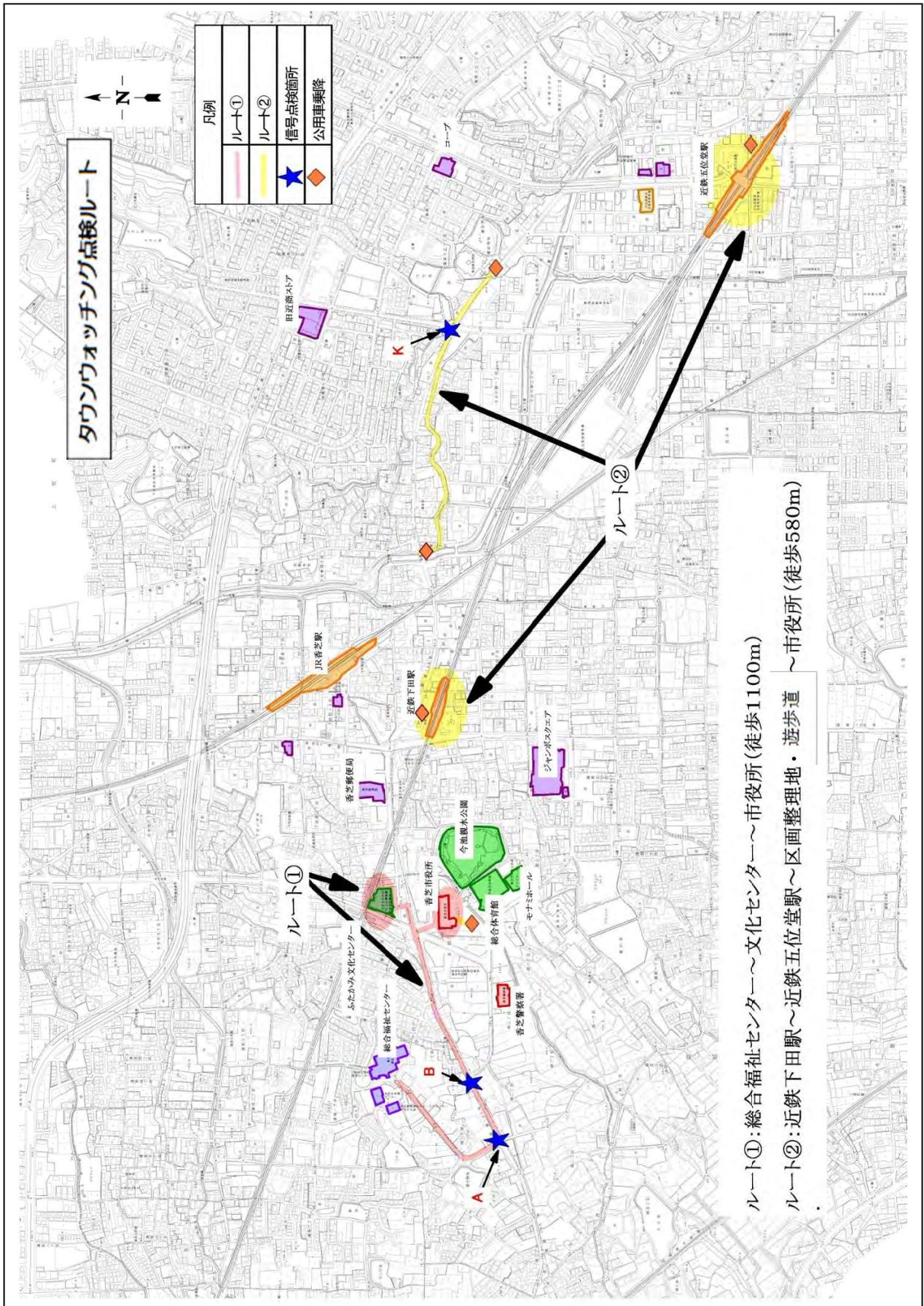
属性：高齢者、車いす使用者、視覚障がい者、協議会委員など

(参加人数)	ルート1	ルート2
現地点検調査 (タウンウォッチング)	9人	7人
意見交換会 (ワークショップ)	10人	8人

※ 参加人数には介助者を含み、事業者及び事務局職員は含まない。

③ 点検経路

点検経路	
ルート1	総合福祉センター→ふたかみ文化センター→市役所
ルート2	近鉄下田駅→近鉄五位堂駅→旧葛下川遊歩道→市役所



④作業の流れ

【現地点検調査(タウンウォッチング)】



【意見交換会(ワークショップ)】



【点検ルートにおける問題点などの説明(発表)】



2. 点検結果及び意見

① 総合福祉センター 【ルート1】

総合福祉センターから徒歩で出発した。施設内の点検については今回対象外としたが、音声誘導案内装置、敷地内車路に視覚障がい者誘導用ブロックが一部不足している箇所があった。

場所	意見内容（良い：○、悪い：●）
出入り口	<ul style="list-style-type: none"> ●入り口に音声誘導案内装置が欲しい。 ●出口に誘導ブロックがないところがあるのでつけてほしい。



② 市-1 (市道 7-82 号線、7-131 号線) 【ルート1】

特定事業計画に記載済みの事業（有効幅員の確保、歩道波打ちの解消、水平区間の確保、舗装などの改良）については平成28年度に整備完了済みであるが、歩道の利便性、安全性についての指摘があった。

場所	意見内容（良い：○、悪い：●）
市-1 (市道 7-82 7-131)	<ul style="list-style-type: none"> ●歩道はマウントアップ方式ではなく縁石で区切るタイプ(セミフラット方式)の方が車いす使用者や目の不自由な方にも良い。 工事費用も安いと聞いている。 ●歩道と車道の上に反射板などがあった方が良い。 ●歩道の横断勾配が急になっている。 ●点字ブロック周辺の草刈をしてほしい。



③ 国-1 (国道 165 号) 【ルート 1】

国道 165 号については一部区間を除き、長期計画となっている。当該区間も、未整備であるが、今回指摘があった視覚障がい者誘導用ブロック、グレーチングの改良、段差勾配については既に特定事業計画に記載済みである。また、車止めについて通行の支障になるとの意見があった。

場所	意見内容 (良い：○、悪い：●)
国-1 (国道 165)	<ul style="list-style-type: none"> ●誘導ブロックが途中で途切れている。 ●車止めが通行の支障になる。 ●車止めを縁石にしたほうが安全。 ●歩道と車道の間反射板などがあつた方がよい。 ●縁石のマウントアップに目印がほしい。 ●段差がきつい箇所がある。 ●グレーチングのボルト固定部分に空間があるので、白杖が挟まり折れることがある。 ●グレーチングの穴が大きい、キャップなどの対応ができないか。 ●(市道との隣接部分) 停止線などの標識がほしい。 ○グレーチングの網の目が細かい。



④ 信号機 【ルート 1】

信号機については国道 165 号線沿いに整備対象が 2 箇所ある。2 箇所とも、視覚障がい者付加機能の整備 (音響式信号機) が施行完了済み。音響式信号機についてそれぞれの意見が挙げられた。

場所	意見内容 (良い：○、悪い：●)
信号 A、B (国道 165)	<ul style="list-style-type: none"> ○音響式信号機の音が横断方向によって違っており分かり易い。 ●信号機の音が大型車が通ると聞こえない。



⑤ 市-3 (市道 7-153 号線、7-154 号線) 【ルート 1】

国道 165 号からふたかみ文化センターをつなぐ市道 7-153 号線、7-154 号線について、視覚障がい者誘導用ブロックがないと指摘があったが、本指摘については平成 30 年度実施、完了予定である。

場所	意見内容 (良い: ○、悪い: ●)
市-3 (市道 7-153 7-154)	●文化センターまでの曲がり角に点字ブロックがない。 

⑥ ふたかみ文化センター 【ルート 1】

入り口については音声誘導案内装置の整備、敷地内及び館内については視覚障がい者誘導用ブロックの色彩の明確化、エレベーター・地下駐車場(車いす用スペース)については利便性に関する指摘があった。

場所	意見内容 (良い: ○、悪い: ●)
入り口	●入り口に音声誘導案内装置が欲しい。 ●点字ブロックの色を黄色にしてほしい。 ●エレベーターまでの動線に支障物を置かない。 
エレベーター	●エレベーターの車いす用ボタンに点字など、浮き出る工夫をしてほしい。
地下	●地下駐車場の車いす用駐車場が不便。 ●地下出入り口の段差が高かった。 ●車いすでも降りやすいスペースの確保。  

⑦ 市役所 【ルート1】

庁舎については平成27年度末に本庁舎耐震改修工事に併せて特定事業計画記載の事業を整備、完了しているが、国道から庁舎正面玄関までの視覚障がい者誘導用ブロックの整備、館内施設に対する案内・誘導設備の必要性と1階南側入り口における身体障がい者への配慮が求められた。

場所	意見内容（良い：○、悪い：●）
正面玄関(北)	<ul style="list-style-type: none"> ●案内板に点字がなかった。 ●案内板が小さい。 ●市役所北出口を利用する場合、誘導ブロックも整備されておらず、歩道が途切れているため、車道を横切らなければならない。 ●コミュニティバス乗り場から正面玄関までの動線、道標が必要。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;">   </div>
南側入り口	<ul style="list-style-type: none"> ●市役所南側の自動ドアが狭い。 ●市役所南側歩道の勾配が急で車いすが登れない。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>
多機能トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ●多機能トイレの操作をわかりやすくしてほしい。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div>

⑧ 近鉄下田駅 【ルート2】

近鉄下田駅は、平成28年度に整備済みの施設であり、多機能トイレについては好意的な意見が多い一方、案内誘導設備・点字の充実、ホームにおける転落防止用のカメラの設置などの指摘もあった。

場所	意見内容（良い：○、悪い：●）
改札内トイレ	○多機能トイレが設置されている。
エレベーター	●エレベーターが狭い。 
券売機	●券売機に一部点字がない。 ○車いす券売機の工夫が良い。 
ホーム	●駅ホームに転落防止用のカメラを設置してはどうか。 
音声案内・その他	●呼び出しボタンに点字が不足している。 ●EVへの案内表示が分かりにくい。

⑨ 近鉄五位堂駅 【ルート2】

多機能トイレや駅前広場床面については良好な意見が見られる一方、障がい者用停車スペースについては段差がきつく、車いすでは困難であった。駅構内については車いす用券売機の設置、構外については南側駐輪場に至るまでの視覚障がい者誘導用ブロックの整備、北側駅前広場に視覚障がい者誘導用ブロックが車止めに近い場所があると指摘があった。

場所	意見内容（良い：○、悪い：●）
改札内トイレ	○多機能トイレの室内が広い。
エレベーター	●E Vが通過式であるが狭い。
券売機	●車いす用券売機の設置をしてほしい。 
駐輪場	●駐輪場の市営と民間の区別がつかない。 （市営であれば障害者手帳を持っている人は無料となる。民間だと有料となる。） ●市営駐車場が駅から遠い。 ●南側駐輪場まで点字ブロックの整備を行ってほしい。 
駅前広場 (北側0-列-)	○段差がないため、通行しやすい。 ○身障者用駐車スペースからE Vまでの距離が近い。 ●身障者用駐車スペースからE Vまでの間で、車道と歩道の段差（約2 cm）あるので解消してもらいたい。 ●ペDESTリアンデッキに階段がある。スロープに変えてはどうか。 ●駅前広場の点字ブロックが車止めと近い箇所がある。  

⑩ 旧葛下川遊歩道 【ルート2】

すみれ野区画整理事業地から旧葛下川遊歩道までを徒歩で点検した。区画整理事業地における歩道について意見はなかった。遊歩道については好意的な意見が多かったが、バイク止めについての利便性、街路灯についての視認性が指摘された。

場所	意見内容（良い：○、悪い：●）
遊歩道	<p>○フラットで、車も通らないため、安心して通行できる。</p> <p>○こんな道があるとは知らなかったが、いい道ができた。</p> <p>●街路灯の色が灰色で視認性が悪いため、衝突の危険性がある。</p> <p>●車いすは通行できるが、シニアカーなどの電動車いすが出入りできるのか確認してもらいたい。</p>



参考資料 2 : 心のバリアフリーの推進

香芝市では、バリアフリー基本構想の基本理念である「誰もが安全・安心、快適に移動できるひとにやさしい都市（まち）づくり」の実現を目指し、心のバリアフリーの推進を行っています。物理的なバリアフリーが十分でなかったり、障がいなどの状況によっては移動等が困難な場合があります。そうした場合でも周囲からのサポートを受けることで移動等が円滑になる場合があります。

周囲に困っている人がいたら自らサポートの手を差し伸べようとする思いやりの心を醸成し、行動につなげることが心のバリアフリーの推進です。香芝市は、心のバリアフリーの推進を通して、バリアフリー化についての理解を深め、周囲の人に対する思いやりの心で行動につなげることで、誰もが安全・安心な日常生活を営むことができる環境づくりを目指します。

香芝市においては、平成30年度と令和元年度に、心のバリアフリーの推進として、市内の小学校でバリアフリー教室を開催いたしました。バリアフリー教室では、車いす利用体験・介助体験、視覚障がい疑似体験・介助体験を小学生に体験してもらいました。体験学習を通じて障がい理解、バリアフリー化の必要性を考える機会となり、実際に介助を行う際の注意点などを学ぶことができました。また、講師としてお迎えした障がい者当事者の方に、体験談を語ってもらったり、介助をする際の注意点を説明してもらうことで、小学生の理解がより深まりました。バリアフリー教室で学んだことを生かして、実際に困っている人を見かけたら「お手伝いしましょうか？」をキーワードに声をかけるなど、具体的な行動へと結びつくことが更なるバリアフリー化へとつながります。

車いす体験の様子



視覚障がい疑似体験の様子



平成30年度 バリアフリー教室の開催

1. 開催概要、学習内容

(1) 開催日時及び開催場所

	日 時	場 所
平成30年度 バリアフリー教室	平成30年11月1日(木) 9:35~11:30	香芝市立 関屋小学校

(2) 参加者

香芝市立関屋小学校 小学3年生 71名

(3) 学習内容

① 1組、2組に分かれて、以下の2コースを順番に体験

学習内容	
車いす体験	利用体験
	介助体験
視覚障がい	アイマスク、白杖を使用した疑似体験
疑似体験	介助体験

② 児童全員での講義形式の学習

講義	講師の体験談
	心のバリアフリーについて

(4) 共催

国土交通省 近畿運輸局
香芝市

(5) 協力

社会福祉法人 香芝市社会福祉協議会
香芝市身体障害者福祉協会

(香芝市身体障害者福祉協会会長、視覚障がい疑似体験講師、車いす体験講師)

令和元年度 バリアフリー教室の開催

1. 開催概要、学習内容

(1) 開催日時及び開催場所

	日 時	場 所
令和元年度 バリアフリー教室	令和元年 11 月 8 日 (金) 9:35~11:30	香芝市立 関屋小学校

(2) 参加者

香芝市立関屋小学校 小学3年生 70名

(3) 学習内容

① 1組、2組に分かれて、以下の2コースを順番に体験

学習内容	
車いす体験	利用体験
	介助体験
視覚障がい 疑似体験	アイマスク、白杖を使用した疑似体験
	介助体験

② 児童全員での講義形式の学習

講義	講師の体験談
	心のバリアフリーについて

(4) 共催

国土交通省 近畿運輸局
香芝市

(5) 協力

社会福祉法人 香芝市社会福祉協議会
香芝市身体障害者福祉協会

(視覚障がい疑似体験講師2名、車いす体験講師2名)

2. バリアフリー教室アンケート結果の報告

令和元年度バリアフリー教室終了後、関屋小学校 小学3年生 70名を対象に、アンケートが行われました。

バリアフリー教室で車いす体験や視覚障がい疑似体験を体験学習することで、障がい理解につながり、相手の立場に立ち周囲を思いやる心が育まれました。困っている人を見かけたら、「お手伝いしましょうか？」と声をかけたいとの回答が多くありました。

バリアフリー教室（香芝市立関屋小学校）アンケート集計結果

日時：令和元年11月8日（金）9時35分～11時30分

場所：香芝市関屋小学校 体育館等

対象者：小学3年生 70名（2クラス）

アンケート回答数：69

問1 今日の授業でお話しした内容は分かりやすかったですか？

わかりやすかった	ふつう	むずかしかった	無回答
50名	14名	5名	0名

■「むずかしかった」と答えた理由（むずかしかったところ）

- ・ 車いすの人やめのふじゆうな人はとてもたいへんだな、と思った。
- ・ 目がみえない体験が、こわかったから。

問2 今日の授業を受けてみて感じたことはどんなことかな？（複数回答可）

障害のある人の気持ちになって考えたい。	44名
困っている人を見かけた時には「お手伝いしましょうか？」と声をかけたい。	54名
今日学んだお手伝いの方法やバスのバリアフリーの工夫等を家族やお友達に伝えたい。	52名

■その他（自由記入）

- ・ もし自分が体が不自由だったら、たすけてくれたらうれしいと思う。
- ・ 障がいのある人は大変だなと思いました。

問3 今日のバリアフリー体験授業全体の感想（自由記入）※一部抜粋

- ・ 「おてつだいしましょうか」という言葉を大切にして、高齢者の人たちに声をかけたいです。
- ・ 目が見えなくてもだいじょうぶです。わたしたちがいたらたすけてあげるからしんぱいしないでね。

- 車いすに乗ってみたとき、なんだか楽しかったけど、この生活はきっと大変だろうなとも思いました。なので、困っている人を見つけたらやさしく声をかけようと思いました。
- 目の見えない人は白杖を使って上手に歩いているけど、実際やってみるとすごくむずかしかったです。なので点字ブロックの上を歩いたり、自転車をのせるのはやめようと思いました。
- 目の不自由な人や車いすの人を見かけたら、お手伝いしましょうかと声をかけて、お手伝いをしたいです。
- 車いすで、一人で急な下り道や坂道では困っている人がいたら声をかけて僕がお手伝いしたいです。目が見えない人が駅とかで困っていたら助けてあげたいです。
- 目が見えない人や車いすに乗っている人の不便さがわかった。お風呂やトイレをするとき、階段とか坂道は車いすの人にはものすごく大変だと思います。目の見えない人や車いすに乗っている人はすごいなあ、と思うけど、やっぱりそういう人が困らないようにたすけてあげないといけないと思った。
- 大人になってもこの体験を忘れません。
- 目の不自由な人が点字ブロックを利用していることを初めて知った。
- 今日のことを家族にも伝えたいと思いました。
- 私は一回車いすの人を見ました。荷物が落ちたとき拾いたかったけど勇気が出なくて、お母さんが拾ってあげたとき、車いすの人がニコニコしていた。これから私も拾ったり、お手伝いをしたいです。
- 白杖を上げている人がいたら（白杖 SOS）私は絶対に手伝ってあげます。
- 僕もお年寄り、車いすの人、目の不自由な人に声をかけて教えたり、道案内をして助けたいです。手話を覚えて人々を助けたい。
- 車いすの体験で車いすに乗っている人から見ると、人がとても大きく見えました。私たちは数分間だけだったけど、車いすのひとはこんな生活を毎日しているんだなと思いました。
- 目の不自由なひとや、車いすの人は、食事の時や着替えの時が大変なんだと分かった。
- なるべくいろんな人が目の不自由なひとなどの気持ちになってもらいたい。なぜなら点字ブロックの上とかにもものを置いていたら困るからです。
- 大事なことを体験できてうれしかった。
- 今日の体験のおかげで障害を持つ人の気持ちがよくわかった。
- 今日まなんだ「お手伝いしましょうか」を色々なところで使っていきたいです。
- 目の不自由な人はご飯を食べるとき、12時の方にてんぷらがありますよ、9時の方にみそしるがありますよと伝えるのを初めて知った。
- アイマスクをして歩くのは怖かったけど、相手がいたから安心できた。
- バリアフリーという言葉が「バリアをなくす」という意味だとわかった。
- 車いすで段を上がる時①キャスターを上げる②キャスターを段にのせる③後輪をゆっくり押し上げるといのが分かりやすかった。
- 車いすの人は階段しかなかったら4人がかりで持ち上げているということが分かった。
- 私は車いすの人が階段で止まっているとき「どうしよう」と思ったけど声をかけられなかった。だから今日バリアフリー教室があってよかった。

参考資料3：香芝市バリアフリー推進協議会 委員名簿

区 分	氏 名	所属及び役職名
学識経験者	三井田 康記	畿央大学教授
議会議員	芦高 清友	建設水道委員長
	小西 高吉	福祉教育委員長
一般市民代表	中村 由実	香芝市まちづくりパートナー登録者
各種団体	元田 庄作	香芝市身体障害者福祉協会会長
	中村 康雄	香芝市老人クラブ連合会会長
	橋本 敬子	児童発達支援事業どんぐり学園 香芝校園長
	中山 健志	特別養護老人ホーム大和園白鳳 ケアハウス ナサパーク施設長
交通事業者	高見 豊	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 地域共生室 室長
	増田 政俊	近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部 大阪統括部 施設部 工務課長
	葛城 滝男	奈良県タクシー協会 専務理事
	西本 多満男	奈良交通株式会社 自動車事業本部 乗合事業部 経営路線グループ（営業管理） 課長
国・県・その他関係行政機関	村上 一雄	奈良県警察本部 交通規制課長
	島中 誠	香芝警察署長
	西本 一郎	国土交通省 奈良国道事務所 管理第二課長
	松尾 剛志	国土交通省 近畿運輸局 奈良運輸支局 首席運輸企画専門官
	今中 広文	奈良県 県土マネジメント部 道路環境課長
	永田 孝士	奈良県 高田土木事務所長
市職員	堀本 武史	企画部長
	滝村 豊	総務部長
	南浦 幸次	市民環境部長
	黒越 頼雄	福祉健康部長
	福森 るり	教育部長
	奥田 芳久	都市創造部長
		計 24名



香芝市バリアフリー基本構想
【移動等円滑化基本構想】

発行 令和2年3月

編集 香芝市 都市創造部 都市計画課

〒639-0292 奈良県香芝市本町 1397 番地

TEL : (0745) 76-2001

FAX : (0745) 78-3830

E-mail : tokei@city.kashiba.lg.jp